

# 資料編



# 資料編目次

## 資料編

### 1 総則

- 1-3-2 災害時における個人情報の取扱い（令和5年3月31日限り廃止）
  - 2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いについて…… 5-1-1
- 1-5 県土の概況
  - 1-5-1 耕地森林別面積調 …………… 5-1-13
  - 1-5-2 本県極値気象表 …………… 5-1-13
- 1-6 災害の発生状況
  - 1-6-1 岩手県における過去の火山災害以外のおもな災害記録 …………… 5-1-14
  - 1-6-2 岩手県の地震津波災害調 …………… 5-1-23
  - 1-6-3 岩手県断層分布図 …………… 5-1-29
  - 1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録 …………… 5-1-30
  - 1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況 …………… 5-1-31
  - 1-6-6 平成8年以降の岩手山の地震回数推移 …………… 5-1-35
  - 1-6-7 岩手山の噴火史 …………… 5-1-36
  - 1-6-8 岩手山火山防災マップ …………… 5-1-38
  - 1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ …………… 5-1-40
  - 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ …………… 5-1-42

### 2 災害予防計画

- 2-2 自主防災組織等育成計画
  - 2-2-1 自主防災組織の現況 …………… 5-2-1
- 2-3 防災訓練計画
  - 2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況 …………… 5-2-2
- 2-4 気象業務整備計画
  - 2-4-1 気象台所管の観測所配置図 …………… 5-2-3
  - 2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧 …………… 5-2-4
  - 2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版） …………… 5-2-8
  - 2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 …………… 5-2-9
  - 2-4-5 岩手山の噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-10
  - 2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 …………… 5-2-11
  - 2-4-7 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準 …………… 5-2-12
  - 2-4-8 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル毎の防災対応 …………… 5-2-13
  - 2-4-9 栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 …………… 5-2-15

2-4-10-1	栗駒山の噴火警戒レベル判定基準	5-2-16
2-4-10-2	十和田の噴火警戒レベル判定基準	5-2-17
<b>2-4の2 通信確保計画</b>		
2-4の2-1	岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況	5-2-18
2-4の2-2	市町村防災行政無線の整備状況	5-2-19
2-4の2-3	防災相互通信用無線局一覧	5-2-20
2-4の2-4	非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表	5-2-26
<b>2-5 避難対策計画</b>		
2-5-1	市町村における避難所の指定状況	5-2-27
<b>2-7 孤立化対策計画</b>		
2-7-1	県内の災害時孤立化想定地域	5-2-28
<b>2-8 防災施設等整備計画</b>		
2-8-1	県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表	5-2-29
2-8-2	水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表	5-2-33
2-8-3	空中消火基地の資機材等備蓄状況	5-2-37
2-8-4	林野火災消火機（器）材備付状況	5-2-38
2-8-5	放射性物質災害用資機材の備蓄状況	5-2-40
<b>2-9 建築物等安全確保計画</b>		
2-9-1	防火地域，準防火地域指定状況	5-2-41
2-9-2	住宅地区改良事業等，改良住宅等建設戸数	5-2-42
2-9-3	都市公園の整備状況及び整備計画	5-2-43
2-9-4	市街地再開発事業の状況	5-2-44
2-9-5	がけ地近接等危険住宅移転事業の状況	5-2-45
2-9-6	土地区画整理事業の状況	5-2-46
2-9-7	建築物防災週間防災査察実施状況	5-2-47
2-9-8	災害危険区域の指定箇所	5-2-48
2-9-9	宅地造成等規制区域の範囲	5-2-61
2-9-10	指定防火対象物の現況	5-2-63
<b>2-10 交通施設安全確保計画</b>		
2-10-1	道路施設の現況	5-2-64
2-10-2	隧道一覧表	5-2-65
2-10-3	障害物除去機械一覧表	5-2-73
2-10-4	港湾における耐震強化岸壁整備計画	5-2-74
2-10-5	漁港における耐震強化岸壁整備計画	5-2-74
2-10-6	花巻空港消火救難活動に関する協定	5-2-75
2-10-7	花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	5-2-81
2-10-8	花巻空港医療救護活動に関する協定書	5-2-83
2-10-9	花巻空港医療救護活動に関する協定書細目	5-2-85
2-10-10	花巻空港消防車両一覧	5-2-93
2-10-11	花巻空港除雪車両等一覧	5-2-93

<b>2-11</b>	<b>ライフライン施設等安全確保計画</b>	
2-11-1	下水道施設の現況及び整備計画	5-2-94
<b>2-12</b>	<b>危険物施設等安全確保計画</b>	
2-12-1	化学消火薬剤備蓄状況	5-2-98
<b>2-13</b>	<b>水害予防計画</b>	
2-13-1	河川改修の状況	5-2-99
2-13-2	ダムの現況	5-2-100
2-13-3	削除	
2-13-4	砂防事業の実施状況	5-2-102
2-13-5	砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧	5-2-103
2-13-6	砂防事業現況調	5-2-104
2-13-7	農地関係水害防止施設事業調	5-2-105
2-13-8	障害防止対策事業調	5-2-106
2-13-9	昭和38年以降における治山事業実施状況調	5-2-106
2-13-10	荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調	5-2-107
2-13-11	県内雨量・水位観測所調	5-2-110
2-13-12	河川水門管理要綱	5-2-112
2-13-13	洪水浸水想定区域指定一覧	5-2-117
2-13-14	水位周知河川指定一覧	5-2-118
<b>2-14</b>	<b>雪害予防計画</b>	
2-14-1	雪崩危険箇所表	5-2-122
2-14-2	岩手労働局における雪崩対策	5-2-123
2-14-3	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策	5-2-123
2-14-4	防雪施設の設置状況	5-2-125
2-14-5	雪崩防止林造成事業調	5-2-126
2-14-6	雪崩対策事業による施設整備状況	5-2-127
2-14-7	県の除雪計画（春先の除雪を含む。）	5-2-128
2-14-8	除雪機械等の整備状況	5-2-129
2-14-9	削除	
2-14-10	雪害対策実施要領（抜すい）	5-2-130
2-14-11	救急医療班一覧表	5-2-134
2-14-12	巡回診療班一覧表	5-2-135
<b>2-15</b>	<b>津波・高潮災害予防計画</b>	
2-15-1	海岸保全区域延長	5-2-136
2-15-2	津波・高潮災害予防施設の設置状況	5-2-136
2-15-3	海岸防潮堤防設置一覧	5-2-137
2-15-4	削除	
2-15-5	海岸防災林造成実績調	5-2-144
2-15-6	海岸防災林造成事業調	5-2-144
2-15-7	海岸水門管理要綱	5-2-145

<b>2-16</b>	<b>土砂災害予防計画</b>	
2-16-1	土砂災害発生危険箇所一覧	5-2-147
2-16-2	地すべり危険箇所市町村別一覧	5-2-148
2-16-3	国土交通省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-149
2-16-4	林野庁所管地すべり防止区域一覧表	5-2-150
2-16-5	農林水産省所管地すべり防止区域一覧表	5-2-151
2-16-6	地すべり防止対策事業一覧	5-2-152
2-16-7	土砂災害警戒区域（土石流）市町村別一覧	5-2-153
2-16-8	山地災害危険地区市町村別一覧	5-2-154
2-16-9	山地災害防止対策事業調	5-2-155
2-16-10	土砂災害警戒区域（急傾斜）市町村別一覧	5-2-156
2-16-11	急傾斜地崩壊対策事業の状況	5-2-157
2-16-12	災害報告（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）	5-2-158
2-16-13	岩手労働局における土石流による労働災害防止対策	5-2-163
<b>2-17</b>	<b>火災予防計画</b>	
2-17-1	消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調	5-2-164
2-17-2	消防力一覧表	5-2-165
<b>2-20</b>	<b>海上災害予防計画</b>	
2-20-1	入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況	5-2-166
2-20-2	岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況	5-2-167
2-20-3	各港湾の各種船艇の配置状況	5-2-171
<b>2-21</b>	<b>災害対策基金確保計画</b>	
2-21-1	災害救助基金の現在高調	5-2-174
2-21-2	財政調整基金の現在高調	5-2-174

### 3 災害応急対策計画

<b>3-2</b>	<b>気象予報・警報等の伝達計画</b>	
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	5-3-1
3-2-2	気象警報発表基準等	5-3-6
3-2-3	気象警報等伝達系統図	5-3-55
3-2-4	土砂災害警戒情報伝達系統図	5-3-57
3-2-5	津波警報等・地震情報等に関する情報伝達系統図	5-3-58
3-2-6	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	5-3-59
3-2-7	国土交通省が行う水防警報伝達系統図	5-3-60
3-2-8	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図	5-3-61
3-2-9	噴火警報・予報等伝達系統図	5-3-82
3-2-10	津波予報区	5-3-85
3-2-11	地震情報に用いる震央地名	5-3-86
3-2-12	異常現象の通報、伝達経路	5-3-87

<b>3-3</b>	<b>通信情報計画</b>	
3-3-1	県内無線施設設置状況一覧表	5-3-88
3-3-2	災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書 (県警察本部)	5-3-99
3-3-3	災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書 (東日本旅客鉄道株式会社)	5-3-100
3-3-4	非常通信運用細則	5-3-101
3-3-5	東北地方非常通信協議会構成員名簿(岩手県内構成員)	5-3-105
3-3-6	災害時における放送要請に関する協定書	5-3-106
<b>3-4</b>	<b>情報の収集・伝達計画</b>	
3-4-1	被害状況判定の基準	5-3-108
<b>3-5</b>	<b>広報広聴計画</b>	
3-5-1	報道機関への放送協力要請(通知)	5-3-111
<b>3-6</b>	<b>交通確保・輸送計画</b>	
3-6-1	緊急輸送道路の指定状況	5-3-116
3-6-2	岩手県緊急輸送道路網図	5-3-136
3-6-3	重要物流道路及び代替・補完路道路網図	5-3-137
3-6-4	飛行場外離着陸場の設置基準	5-3-138
3-6-5	飛行場及び飛行場外離着陸場一覧(県調査)	5-3-143
<b>3-7</b>	<b>公安警備計画</b>	
3-7-1	県警察装備品保有状況	5-3-150
<b>3-8</b>	<b>消防活動計画</b>	
3-8-1	緊急消防援助隊岩手県大隊	5-3-151
3-8-2	緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先	5-3-152
<b>3-10</b>	<b>相互応援協力計画</b>	
3-10-1	削除	
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	5-3-153
3-10-3	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	5-3-158
3-10-4	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	5-3-165
3-10-5	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	5-3-168
3-10-6	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	5-3-174
3-10-7	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・ 東北8道県相互応援協定	5-3-178
3-10-8	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	5-3-180
3-10-9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	5-3-185
3-10-10	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧	5-3-188
<b>3-11</b>	<b>自衛隊災害派遣要請計画</b>	
3-11-1	陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品	5-3-197
<b>3-14</b>	<b>災害救助法の適用計画</b>	
3-14-1	災害救助法による救助の種類, 程度, 期間等	5-3-199

<b>3-16</b>	<b>医療・保健計画</b>	
3-16-1	指定病院連絡先一覧	5-3-204
3-16-2	医療施設一覧表（病院）	5-3-205
3-16-3	就業届出助産師数調（保健所別）	5-3-212
3-16-4	医療救護班編成表	5-3-213
3-16-5	災害時の医療救護に関する協定書	5-3-216
3-16-6	災害時における医療救護活動に関する協定	5-3-218
3-16-7	医薬品等調達関係団体連絡先一覧表	5-3-222
3-16-8	災害時における医薬品等の確保に関する協定	5-3-223
3-16-9	災害時における医療資機材の確保に関する協定	5-3-225
3-16-10	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	5-3-227
3-16-11	健康管理活動班編成表	5-3-229
<b>3-17</b>	<b>食料、生活必需品等供給計画</b>	
3-17-1	支給物資の種類、支給基準数量等	5-3-231
3-17-2	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	5-3-232
3-17-3	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	5-3-239
<b>3-20</b>	<b>応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</b>	
3-20-1	製材品供給可能概数	5-3-240
<b>3-21</b>	<b>感染症予防計画</b>	
3-21-1	感染症予防薬剤調達先一覧表	5-3-241
3-21-2	感染症予防関係法（抜粋）	5-3-242
<b>3-22</b>	<b>廃棄物処理・障害物除去計画</b>	
3-22-1	一般廃棄物処理業者一覧表	5-3-245
3-22-2	一般廃棄物処理施設一覧表	5-3-255
<b>3-23</b>	<b>行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</b>	
3-23-1	県内火葬場一覧表	5-3-257
3-23-2	岩手県広域火葬計画	5-3-258
<b>3-26</b>	<b>農畜産物応急対策計画</b>	
3-26-1	家畜診療班及び防疫班編成表	5-3-264
<b>3-28</b>	<b>ライフライン施設応急対策計画</b>	
3-28-1	電力施設現況一覧表	5-3-265
3-28-2	都市ガス事業者一覧表	5-3-269
3-28-3	都市ガスの状況	5-3-269
3-28-4	液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地	5-3-270
3-28-5	応急給水資材の整備状況	5-3-272
<b>3-32</b>	<b>防災ヘリコプター活動計画</b>	
3-32-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	5-3-274
3-32-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	5-3-276
3-32-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	5-3-281
3-32-4	岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約	5-3-293

3-32-5	大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画	5-3-295
3-32-6	岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画	5-3-298

#### 4 災害復旧・復興計画

##### 4-2 生活の安定確保計画

4-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧表	5-4-1
4-2-2	削除	
4-2-3	生活福祉資金	5-4-3
4-2-4	災害援護資金	5-4-4

#### 5 附属資料

5-1	みんなで取り組む防災活動促進条例	5-5-1
5-2	岩手県防災会議条例	5-5-4
5-3	岩手県災害対策本部条例	5-5-6
5-4	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	5-5-7
5-5	岩手県防災会議運営規程	5-5-15
5-6	小災害見舞金交付内規	5-5-17
5-7	岩手県災害対策本部規程	5-5-24
5-8	岩手県災害警戒本部設置要領	5-5-58
5-9	気象予報・警報の地域区分	5-5-65
5-10	地震被害想定調査（平成9年度実施）	5-5-66
5-11-1	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）	5-5-71
5-11-2	津波浸水想定の設定（令和3年度実施）	5-5-78
5-11-3	地震・津波被害想定調査（令和3年度・令和4年度実施）	5-5-87
5-12	市町村避難所運営マニュアル作成モデル（本文）	5-5-123
5-13	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン	5-5-215
5-14	岩手県災害備蓄指針	5-5-251

1 総則

1-3-2 災害時における個人情報の取扱い

2-1 被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務  
の取扱いについて

令和5年3月31日限り、廃止

法 学 第 1433 号  
平成 24 年 3 月 29 日

本庁各室課等の長  
広域振興局の部等の長  
及び部等に置く所の長  
広域振興局以外の出先機関の長

法務学事課総括課長

**被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱いに  
ついて（通知）**

各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的とした個人情報の利用及び提供については、岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外することについて適当と認められたところです。

今般、当該利用及び提供に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、貴職が保有する個人情報の利用又は提供が必要となった場合には、その適正な運用に努められますようお願いいたします。

記

**1 実施機関内部における利用及び他の実施機関に対する提供**

個人情報を県の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じその利用及び提供を図ること。

なお、当該利用及び提供に当たっては、条例の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保すること。

**2 国、他の地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会に対する提供**

上記1に準じ、必要に応じ個人情報の提供を図ること。

なお、提供に当たっては、条例第5条第2項の規定の趣旨を踏まえ、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めること。

- 3 法人その他の団体（1及び2に掲げる者を除く。以下「団体」という。）に対する提供  
答申別紙2「被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準」の全てを満た  
す場合に限り、個人情報を提供できるものであること。

なお、当該基準の運用の詳細等を別添運用方針のとおり定めたので、団体から個人情報の提供を受けたい旨申出があった場合、当該運用方針に基づき審査事務その他の手続を行うこと。

(別紙2)

### 被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準

法人その他の団体(国、地方公共団体及び岩手県内に所在する社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。)が各種災害により被災した者(以下「被災者」という。)に対する支援として実施する事業(以下「事業」という。)の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でないと認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する生活再建に向けた支援としてふさわしいものであると認められること。

(目的の明確性・整合性)

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

(提供内容の合理性等)

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

(提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

(実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(責務遵守性)

第6 当該団体が、個人情報を取り扱うものとして自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。  
2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

令和5年3月31日限り、廃止

## 被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準の運用方針

(平成24年3月29日制定)

## (前文 [基準の趣旨])

法人その他の団体（国、地方公共団体及び社会福祉協議会を除く。以下「団体」という。）が各種災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対する支援として実施する事業（以下「事業」という。）の用に供するため、県の実施機関が保有する個人情報を提供することができるのは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし、この基準にかかわらず、個人情報を提供することが適当でない認められる理由があるときは、個人情報を提供しないものとする。

## 【趣旨】

この基準は、各種災害時において、被災者に対する生活再建に向けた支援を目的とした事業を実施しようとする団体が、知事が保有する当該被災者の個人情報の提供を受けようとする場合に、当該団体及び当該団体が実施しようとする事業の備えるべき条件として、個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項第7号に基づく岩手県個人情報保護審議会答申（平成24年3月19日付け答申第69号。以下「答申」という。）において定められたものである。

## 【解釈・運用】

- (1) 答申に基づく提供の対象となる被災者の個人情報は、本庁各室課等及び各出先機関（以下「各室課等」という。）において保有する各種の個人情報であり、災害対応に係る事務事業において取り扱うもののみならず、通常（平常時）の事務事業において取り扱うもの（原則として、支援対象となる被災者の個人情報を容易に抽出することができる場合に限る。）も含むものである。
- (2) 「各種災害」の範囲については、東日本大震災津波のような自然現象により生ずる災害のみに限られるものではなく、自然現象以外の原因により生ずる災害も含まれるものである。
- (3) 「被災者」の範囲については、東日本大震災津波においても支援の趣旨や内容に応じて広義・狭義が様々に使い分けられており、一律に定義し難いことから、個別の災害の様態、被害の実情、必要とされる支援の内容等に照らし、個別に判断するものとする。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (4) 団体から個人情報の提供依頼があった場合、この基準の第1から第7までの全てを満たす場合に限り、提供することができるものとする。
- (5) 当該条件にかかわらず、団体自身の性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として不適当であると考えられる場合（下記判断基準(1)及び(2)を満たさない場合）には、条件への適合の有無について判断するまでもなく、個人情報を提供しないものである。

また、当該条件をすべて満たす場合であっても、何らかの理由により個人情報を提供することができない場合や、個人情報を提供すべきでない事情がある場合（下記判断基準(3)に掲げる事情を認めた場合）は、個人情報を提供しないものである。

- (6) 知事は、個人情報の提供を受けようとする団体に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当該団体が災害時における連携・協力について県との間で協定その他の取決めを締結しており、当該取決めに基づく事業を実施するために個人情報の提

供を受けようとする場合においては、ウに掲げる書類を省略することができるものとする。

ア 被災者情報提供申出書(当該団体が個人情報の提供を受けたい旨、事業計画の概要その他必要な事項を記載した書面をいう。)(様式第1号)

イ 誓約書(当該団体が下記判断基準(1)を満たす旨及び県から提供を受けた個人情報の目的外使用を行わない旨を誓約する書面をいう。)(様式第2号)

ウ 実績調書(当該団体が下記判断基準(2)に掲げる実績を有するものであることを具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第3号)

エ 個人情報取扱体制調書(当該団体内部の個人情報の取扱いに関する体制等を具体的に明らかにする調書をいう。)(様式第4号)

(7) 各室課等は、団体から(6)に掲げる書類の提出があった場合、この基準に照らして審査を行い、法務学事課への協議を経て、個人情報を提供し、又は提供しない旨の決定をし、当該団体に対し、その旨を被災者情報提供決定通知書(様式第5号)又は被災者情報非提供決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(8) 各室課等は、(7)の通知を行った場合、当該通知書の写しを法務学事課に送付するものとする。

#### 《判断基準》

答申に基づく個人情報の提供先(この基準による審査の対象)となるべき団体は、下記(1)及び(2)を満たすものでなければならない。

なお、この判断基準による審査に際しては、必要に応じ、他の実施機関に照会をすることができるものとする。(当該照会回答における個人情報の収集及び提供については、条例第4条第3項第7号及び第5条第1項第5号に基づくものとして取り扱うものとする。)

##### (1) 団体自身の性質

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体については、その性質上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適当であると考えられる。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

エ 各種法令に違反していないこと。

オ 団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が含まれていないこと。

カ 暴力団又は暴力団員が、運営に実質的に関与していないこと。

キ 団体の役員及びこれに準ずる者(以下「役員等」という。)が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

コ 団体が現に行っている事業又は活動が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するものでないこと。

サ 団体が現に行っている事業又は活動が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するものでないこと。

シ 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。

- ス 県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- セ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日付け出第116号制定)に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- ソ 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けていないこと。
- タ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中でないこと。
- チ 上記に掲げる事項の全てに該当することについて、あらかじめ誓約していること。
- ツ その他個人情報の提供の相手方として適當でないと思えられる理由がないこと。

(2) 団体の活動実績

団体が次に掲げる実績のいずれかを有する場合、当該団体については、その実績上、県の保有する個人情報の提供の相手方として適當であると考えられる。

- ・ 被災者に対する生活再建に向けた支援の実績があること。(県内での活動に限定しない。他都道府県、他国における実績も考慮。)
- ・ 県と連携・協力して事業を行った実績(県の事務事業全般にわたるものであり、被災者支援事業に限らない。)があること。

(3) その他の事情

各室課等の都合により個人情報を提供することができない場合や、諸般の事情を勘案して個人情報を提供すべきでない事情があるときは、個人情報を提供しないものとする。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ア 事務処理上の困難があること。(例：提供を希望する個人情報が大量なため対応できないこと、業務多忙につき対応できないこと。)
- イ 個人情報の提供以外の方法により対応が可能と考えられること。(例：支援対象人数が少なく、その特定も容易であり、かつ、事業内容も軽易(案内の発送等)であれば、団体が用意した後納郵便に県において宛名シールを貼り付けて送付すれば足りると考えられること。)
- ウ その他の理由があること。(例：事業の内容及び個人情報の範囲が既に個人情報提供済の事案(別の団体が行う別の事業)と重複していること。(同一地域において同一の物資(既に充足していると考えられるもの)を配布しようとする場合等が想定される。))

(事業の公益性)

第1 当該事業の内容が、被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、被災者に対する支援としてふさわしいものであると認められること。

【趣旨】

県が連携・協力して実施することが適當と認める被災者支援事業か確認するとともに、当該事業の内容について、県の保有する個人情報を提供すべき公益性(公平性)があるか確認するものである。

【解釈・運用】

- (1) 対象となる事業は、原則として、団体が実施機関(各室課等)と協働して実施するものに限るものとするが、その範囲については、場所や時間によって変化する被災者の需要(支援ニーズ)に応じ、柔軟に解釈するものとする。

例えば、生命や財産の損害の回復等に係るものに限らず、被災による心理的負荷の軽減に係るものについても、その範囲に含まれるものである。

なお、各室課等において当該範囲の解釈について疑義が生じた場合、団体から申出を受ける前であっても、法務学事課に協議するものとする。

- (2) 上記趣旨にいう「県の保有する個人情報を提供すべき公益性（公平性）」とは、対象となる事業について、被災者支援事業としての公平性が担保されているか否かを主眼として判断することを意図するものであり、不特定多数を対象とする事業のみならず、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするもの（例えば、特定の地域の被災遺児・孤児の支援等）についてもその公益性を認める場合があると考えられる。よって、事業の公益性については、当該事業の規模のみならず、団体の規模、事業の内容等に即して個別に判断する必要がある。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、その内容上、県の保有する個人情報の提供の対象となるべき公益性を有するものと考えられる。

ア 被災者に対する支援を主たる目的とするものであること。

イ 県事業として実施することが適当な支援事業であること。（例えば、人的、金銭的な制約から県ではできないが、県が実施しても問題がない事業であるかなど。ただし、国・県・市町村との役割分担、部局間の事務分掌等の観点に偏り、安易に縦割りで判断することのないよう努めること。）

ウ 原則として、不特定多数の被災者を対象とするものであること。ただし、前述のとおり、事業の内容によっては特定少数の被災者を対象とするものについても公益性を認めるべき場合があると考えられること。

エ 原則として、当該団体等の営利等を目的とするものでないこと。

オ 公序良俗に反するものでないこと。

（目的の明確性・整合性）

第2 当該事業について、個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）が明らかであり、かつ、当該取扱目的と当該事業全体の目的とが整合していると認められること。

【趣旨】

個人情報の用途が明確であり、かつ、事業全体の目的（達成しようとする成果）と整合しているか確認するものである。

【解釈・運用】

各室課等は、団体から示された個人情報の具体的な用途が、当該団体が事業において達成しようとしている成果と明確に合致するか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報を取り扱う目的の明確性・整合性が認められるものと考えられる。

ア 事業における個人情報の用途に具体性があること。

イ 事業全体の目的（達成しようとする成果）と提供する個人情報の用途とが明確に合致すること。（曖昧な部分や、明らかに整合しない部分がないこと。）

（提供内容の合理性等）

第3 当該事業のため必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目が、取扱目的に照らして合理的であり、必要かつ最小限のものであると認められること。

【趣旨】

事業における個人情報の用途に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものである。

## 【解釈・運用】

各室課等は、第2で確認した個人情報取扱目的に照らして、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないか確認するものとする。

なお、当該確認に当たっては、個人情報の項目毎に、当該項目の提供が必要な理由を明確に整理するものとする。

## 《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、提供対象となる個人情報の範囲及び項目に過不足がないものと考えられる。

ア 事業の目的と、情報提供の対象となる個人の範囲とが整合していること。(ズレていたり、過大になったりしていないこと。)

イ 事業の目的に照らして、提供対象となる個人情報の項目が必要最小限であること。

## (提供の必須性)

第4 県から個人情報の提供を受けなければ、当該事業の目的が達成し難いと認められること。

## 【趣旨】

事業が時宜を得たものであり、時機を失すればその効果を損ない、事業の目的が達成されないおそれがあるか確認するとともに、事業の実施のために県から個人情報の提供を受ける必要性の高さ(事業実施上の必須性)を確認するものである。

## 【解釈・運用】

(1) 県と市町村において同一内容の個人情報を保有している場合においても、市町村が当該市町村の個人情報保護条例の定めにより当該個人情報を提供することができない場合には、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

また、両者とも個人情報の提供が可能な場合であっても、市町村の事務都合により、団体から申出のあった時点において県のみが当該個人情報を提供することができる状況にあり、かつ、速やかに事業を実施しなければ当該事業の効果が損なわれると認められるときにも、同様に、県から個人情報の提供を受ける必要性があるものと認められる。

(2) 「事業実施上の必須性」については、上記(1)のほか、事業において県の保有する個人情報を使用しなければならない理由(例えば、団体が自ら個人情報を収集しようとする場合、事業の時機を失し、結果として被災者の不利益となると考えられること等)についても併せて確認しなければならない。

## 《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、個人情報の提供の必須性が認められるものと考えられる。

ア 事業の内容が、その時点の被災者の支援ニーズに即したもの又は事業実施予定時期(将来)における被災者の支援ニーズを捉えたものであると考えられること。

イ 県からの提供以外の方法により個人情報を収集しようとした場合、当該事業を本来実施すべき時期に実施することができず、事業の効果が著しく低減すると考えられること。

ウ 当該団体が自ら個人情報を収集しようとした場合、多大な経費と労力を要したり、事業実施の時機を失したりするなど、事業の円滑かつ効果的な実施が困難となるおそれがあること。

エ 必要とする個人情報の対象者の範囲及び個人情報の項目に照らして、県以外の者から個人情報の提供を受けることが困難であると考えられること。

## (実施可能性)

第5 当該事業が、当該団体の人的体制、当該事業の実施に関する計画の内容、当該事業の実

施の具体的な方法等を総合的に勘案した結果、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

**【趣旨】**

事業について、その規模が適正であり計画どおり実施される可能性の高いものであるか確認するものである。

**【解釈・運用】**

各室課等は、団体から示された事業計画等について、当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるか否かを、団体から提出を受けた書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

《判断基準》

対象となる事業が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該事業については、計画どおり実施される可能性が高いものと考えられる。

ア 事業の規模が、当該団体の規模に照らして過大なものとなっていないこと。

イ 事業の実施に関する計画（実施細目、人員、スケジュール、資金、協力団体等）の内容が具体的であり、事業の目的（達成しようとする成果）と整合していること。

ウ 事業の内容が、被災者や他の個人、団体等と紛争を生じるおそれのあるものでないこと。

エ 事業が計画どおり実施されると見込まれること。

（責務遵守性）

第6 当該団体が、個人情報を取り扱う者として自らの責任で個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができるものであると認められること。

2 当該団体が、県から提供を受けた個人情報を当該取扱目的以外に使用しないことを誓約するものであるほか、県の実施機関が付する条件を遵守するとともに、県の実施機関が求める措置を確実に講ずることができることと認められること。

**【趣旨】**

団体について、個人情報を取り扱う者としての責務を遵守することができることと認められるか確認するものである。

**【解釈・運用】**

(1) 団体の個人情報取扱体制及び個人情報保護能力については、団体から提出を受けた個人情報取扱体制調書（様式第4号）その他の書類の他、ヒアリングその他の方法により確認するものとする。

(2) 県から提供を受けた個人情報の目的外使用をしないこと、県が提供にあたり付す制限や求める措置を遵守する旨の誓約は、誓約書（様式第2号）により行わせるものである。

(3) 各室課等は、条例第5条第2項の規定により、個人情報の提供を受ける団体に対し、当該個人情報について使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付すとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

各室課等が団体に対して付すべき制限及び求めるべき措置は、おおむね次のとおりである。

ア 使用目的の制限（団体が申し出た取扱目的以外の目的に個人情報を使用しないこと。）

イ 使用方法の制限（団体が申し出た使用方法以外の方法で個人情報を使用しないこと。）

ウ 使用期間の制限（団体が申し出た事業期間の経過後においては個人情報を使用しないこと。）

エ 個人情報を取り扱う者の制限（個人情報を使用することができる者の範囲は、団体

が申し出た範囲に限ること。)

オ 使用後の取扱いの指示（個人情報の使用が終了した後、当該個人情報の記録された媒体について、各室課等の定めるところにより、廃棄、返却等の対応を取ること。)

カ 再提供の禁止（別の団体に対する個人情報の提供を禁ずること。ただし、事業計画書上、当該団体と関係を有する団体に対する個人情報の提供が予定されている場合には、必要最小限の再提供を認める場合があること。)

キ 複製の制限（個人情報の複製（印刷等）は、事業内容に照らして必要最小限に留めること。)

ク 本人への周知（県から個人情報の提供を受けて事業を実施するものであること、個人情報の使用の停止を申し出ることができることについて、本人に周知すること。)

ケ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止（個人情報が漏えい、滅失及びき損することのないよう、必要な措置を取ること。)

コ 団体の個人情報取扱規程に沿った個人情報の取扱いの確保（団体内部における個人情報の取扱いに関する明文の取決めに沿って、個人情報を取り扱うこと。)

サ 個人情報を取り扱う者に対する研修の実施（団体内部において、個人情報を取り扱う業務に従事する者に対し、必要な研修を行うこと。)

シ 調査・報告の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いについて調査し、又は報告をさせることができること。)

ス 指示の実施（県は、必要に応じ、団体における個人情報の取扱いの適正を確保するため、団体に対し、必要な指示を行うことができること。)

セ その他必要な措置の実施（キ～スに掲げる措置のほか、個人情報の適切な管理のために必要な措置を団体自ら講ずること。)

(4) 各室課等は、個人情報の提供に際し、(3)の措置要求を、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）を当該団体に対して交付することにより行うものとする。

なお、当該通知書の内容については、あらかじめ法務学事課の確認を経るものとする。

(5) 各室課等は、個人情報の提供の後遅滞なく、団体から、被災者情報受領書（様式第8号）を提出させるものとする。

(6) 各室課等は、被災者情報提供条件通知書（様式第7号）及び被災者情報受領書（様式第8号）の写しを、法務学事課へ送付するものとする。

#### 《判断基準》

団体が次に掲げる条件の全てを満たす場合、当該団体の責務遵守性が認められる。

ア 個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報保護法の規定による義務（努力義務を含む。）を履行し得る体制を整えていること。（個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、これに準じた体制を整えていること。)

イ 個人情報の取扱いに関して、団体内部において明文の取決めがあり、かつ、個人情報の取扱いに関する責任者を定めていること。

ウ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して目的外に利用しないことや、県の実施機関が付す制限を遵守することについて、あらかじめ誓約していること。

エ 県から提供を受けた個人情報の取扱いに関して県の実施機関が求める措置を講ずることについて、あらかじめ誓約しており、かつ、団体の個人情報取扱体制等に照らして、当該措置を確実に講ずることができると見込まれること。

(権利利益侵害性)

第7 個人情報の提供によって、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められること。

#### 【趣旨】

個人情報の提供により生じるおそれのある権利利益の侵害と事業によって実現される公

益を比較衡量し、権利利益を不当に侵害するおそれがない（侵害があったとしても受忍範囲内に留まる）ことを確認するものである。

#### 【解釈・運用】

- (1) 事業によって実現される公益については、当該事業の対象となる被災者全体が受ける便益として捉えるべきものであるが、個人情報の提供により生じる個人の権利利益の侵害については、原則として個々の被災者の受忍範囲に即して捉えるべきものであり、個々の被災者の権利利益の侵害の総和として捉えるものではない。よって、両者は、定量的な比較になじまないものであり、個別具体の事例に即し、当該時点の状況等に照らして、適時適切に判断する必要がある。

なお、当該受忍範囲については、個別の事業において必要とされる個人情報の項目に照らして判断されるものであり、個人情報の項目数の多寡や当該項目の内容の重要度に応じて変化するものと考えられる。

- (2) 事業の内容が極めて軽易な場合、当該事業によって実現される公益も極めて小さいものに留まるものと考えられ、そのような場合には、個人情報の提供による権利利益の侵害が当該個人の受忍範囲を超える可能性が高いものと考えられる。

#### 《判断基準》

個人情報の提供によって生じる本人の権利利益の侵害（個々の被災者に対し与える心理的影響等）が、事業の実施によって実現される公益（事業の受益者である被災者全体に対する有形無形の効果）と比較して小さいものであると考えられる場合、当該事業については、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。

#### その他〔雑則〕

- (1) 個人情報の提供に関する被災者への周知

答申に基づく個人情報の提供の対象となった事業について、その円滑な実施を図るとともに、当該個人情報に係る本人（被災者）が自己の情報の取扱いについて知り得る状態に置くため、提供先となった団体の名称、事業の内容、提供した個人情報の内容（個人の類型及び情報の項目）について、次のとおり周知するものとする。

##### ア 実施機関による周知

各室課等は、個人情報を提供する場合、その事前又は事後において、当該提供事案の概要について、必要に応じ、当該個人情報に係る本人に対し、通知その他の適切な方法により周知するよう努めるものとする。この際、自己の情報を提供又は使用しないよう県又は団体に申し出ることができる旨を併せて周知するものとする。

また、法務学事課は、個人情報の提供が行われた場合、当該提供事案の概要について、ホームページ等により、当該提供の翌月に一括で公表するものとする。

##### イ 団体による告知

個人情報の提供を受けた団体は、当該個人情報を使用した事業における支援対象である被災者に接触する際、次に掲げる事項について書面又は口頭により告知するものとする。

- (ア) 当該事業が、条例の規定に基づき、県から個人情報を受けて行われるものであること。
- (イ) 県による団体への個人情報の提供を希望しない場合、その旨申し出ることができること。なお、当該申出は、県又は団体のいずれに対しても行うことができるものであること。（団体に対して申出があった場合、当該団体を通じて県に伝達すること。）

- (2) 個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合の対応

## 資料編 1 総則

各室課等は、被災者から個人情報の提供を希望しない旨の申出があった場合、本人の意思に基づき、原則として、当該申出の以後において、当該被災者の個人情報を団体に提供しないものとする。

また、既に個人情報を提供している場合においては、当該提供を受けた団体に対し、当該個人情報を使用しないよう指示するとともに、必要に応じ、返却、廃棄等の対応を取らせるものとする。

### (3) 事業実績の報告

各室課等は、団体が事業の実施を完了した場合、被災者支援事業実施報告書（様式第9号）を提出させるとともに、当該報告書の写しを法務学事課に送付するものとする。

法務学事課においては、事業実績の概要を、ホームページ等により公表するものとする。

### (4) その他

各室課等は、この運用方針により難しい事案が発生した場合、速やかに法務学事課へ協議するものとする。

（※様式については、添付を省略する。）

# 資料編 1 総則

## 1 総則

### 1-5 県土の概況

#### 1-5-1 耕地森林別面積調

区 分		面 積	備 考	
耕 地	田	91,500 ha	令和6年耕地面積調査（農水省HPより）	
	畑	普通畑	24,900	〃
		樹園地	3,210	〃
		牧草地	26,300	〃
小 計		146,000		
森 林	国 有 林	392,646	いわての森林・林業概要（R5版）	
	民 有 林	782,405	〃	
	小 計	1,175,051		

#### 1-5-2 本県極値気象表

要素	地名	盛 岡		宮 古		大 船 渡		県 内※		
		値	年月日	値	年月日	値	年月日	値	年月日	観測所
日最高気温	℃	37.2	2025. 8. 3	37.3	1933. 7. 23	37.0	2023. 7. 30	38.8	1994. 8. 14	釜石
								39.5	1946. 8. 16	一関
日最低気温	℃	-20.6	1945. 1. 26	-17.3	1908. 1. 23	-11.6	1980. 2. 17	-27.6	1988. 2. 17	藪川
								-35.0	1945. 1. 26	藪川
日最小相対湿度	%	7	2008. 4. 22	8	2001. 3. 23	7	1969. 4. 29			
日最大風速・風向	m/s	22.2 西北西	1951. 4. 10	31.4 西南西	1912. 9. 23	21.8 南東	2002. 10. 2			
日最大瞬間風速・風向	m/s	38.6 南西	2004. 11. 27	43.5 南南東	2002. 10. 2	44.2 南南東	2002. 10. 2			
日最大10分間降水量	mm	24.0	2024. 8. 7	24.5	2016. 8. 30	30.5	1995. 8. 16	36.5	2015. 6. 16	紫波
日最大1時間降水量	mm	68.0	2024. 8. 27	84.5	2019. 10. 13	58.0	2019. 8. 8	124.5	2023. 8. 13	小本
								81.0	1961. 9. 10	大平
日降水量	mm	198.0	2007. 9. 17	319.0	2000. 7. 8	200.0	1977. 5. 16	484.0	2023. 8. 13	小本
								334.0	1948. 9. 16	世田米
日最深積雪	cm	81	1938. 2. 19	101	1944. 3. 12	32	1984. 2. 28	279	2013. 2. 25	湯田
								368	1974. 1. 27	湯田

観測開始 盛岡 大正12年～ 宮古 明治16年～ 大船渡 昭和38年～

※最高気温、最低気温、最深積雪の上段はアメダス観測開始からの値、下段は参考値（気象通報所等の観測値）  
（アメダス観測開始：昭和51年～）



資料編 1 総則

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害				建物				被害				土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水					
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無					
19.3.10	雪害	豪雪（下閉伊郡1日積雪5～6尺）			163	1	29	209						7											13	炭釜 6,000余
20.2.6	火災	甲子村大火						220																		
" 4.17	火災	久慈市大火						955																		
22.7.23	水害	豪雨（胆江地方3日間雨量283耗）			1								272	956						884	15,665					
" 8.3	水害	豪雨により和賀川増水											1,492			3	1									
" 9.14	水害	カスリン台風来襲（釜石雨量210.6耗）			45	43	1	274	422				29,265			493	282	263					41,386			
" 12.29	火災	山田町大火						675																		
23.4.14	火災	稗貫郡矢沢村大火						109																		
" 9.16	水害	アイオン台風来襲（水沢雨量285.2耗）		180,117	393	316	494	1,068	1,343	1,304			15,774	14,157	10,210	2,464	1,098	1,621	20	418		60,000			12,758,745	
24.6.9	火災	江刺郡羽田村大火						180																		
S25.1.31	暴風雨	下閉伊郡下被害甚大					2	21			326					4			9					1		
" 8.5	水害	熱帯性低気圧による豪雨					3	6	1				398	1,696			326	331		126	15,797					
26.5.13	火災	雫石町駅前より出火						126																		
29.5.9	風害	低気圧による風害（盛岡瞬間最大23.6m/s）			1		1	5			219				115											
30.5.29	風水害	低気圧による風水害	82	405			1	1					75	1,134	15	37	12	14		22					8	252,433
" 6.24	水害	梅雨前線による豪雨（湯田雨量329耗）	266	1,262	2			2		1			365	966	35	12	12	17		6						1,413,783
" 7.22	水害	梅雨前線による豪雨				1		1					742			20	20	5		6						
" 12.26	風水害	低気圧による風水害	28	145	2		2	1		3	13		6	4	1	13	7	13		2				145		
31.2.8	風害高潮雪崩	8日～28日低気圧による災害			1			1					2	4	6	10	5			2		6		9		
" 7.22	水害	梅雨前線による豪雨				1		1					472			20	20	5		6		583				
32.9.6	風水害	台風10号来襲				1		1									1			2						
" 12.12	風水害	低気圧による風水害	430	2,425			4	47		85	785				713					1				1		
33.7.22	風水害	台風11号来襲	16	68		1	2						16	133	5	19	7	9		6	1	754				
" 9.18	風水害	台風21号来襲（安代町雨量301耗）	1,851	5,700	2	6	6	2	3	2	5	1,201	2,411		59	59	25			37	25	5,829			6,236,318	
" 9.26	風水害	台風22号（狩野川台風）来襲	2,914	12,354	2	1	14	32	8	72	137	2,136	4,823		234	324	4,120	30			73	339	3,194		151	









資料編 1 総則

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水			
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無			
元. 8. 27 ～8. 28	大雨	台風17号による 大雨波浪災害	1	3						1	1	2		73	3	130		5	0.8	20.5	800		3,287,156	
元. 9. 5 ～9. 8	大雨	低気圧による大 雨災害										3		80	1	209				204.3			3,401,013	
元. 11. 2	地震	三陸沖地震災害					1							14	3	1							911,046	
2. 9. 19 ～9. 20	大雨	台風19号による 大雨災害	42	145	1					4	43	300	72	418	28	1,063		5	4,489.2		13,095		20,373,221	
2. 11. 4 ～11. 5	大雨	低気圧による大 雨災害	239	886	1	1	1	2		4	11	248	957	309	877	33	1,059		5			187,116		21,340,942
3. 2. 15 ～2. 17	暴風 雨雪 波浪	低気圧による暴 風雨雪・波浪災 害	1	3						1	24		2	24		3	19	3				3,586,701		13,592,822
3. 8. 30 ～8. 31	大雨	台風14号による 大雨災害	54	170	2					3	54	130	16	305	13	696		6	357.3		44,160		15,013,879	
3. 7月中旬 ～8月中旬	冷害	異常低温・日照 不足による冷害																	183.31				25,761,883	
5. 7. 28 ～7. 29	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	50	145	1		1		2	5		47	139	69	232	6	736			311.45		5,000		17,480,405
5. 7月 ～8月	冷害	異常低温・日照 不足による冷害																					102,690,997	
6. 2. 21 ～2. 23	暴風 暴風雪	低気圧による暴 風・暴風雪災害					6				78			31					1.93		37,770		152,671	
6. 9. 14 ～9. 16	大雨	秋雨前線による 大雨災害	51	152			1				1	53	165	25	175		166	3	1	39.23				4,409,754
6. 9. 18 ～9. 22	大雨	台風24号による 大雨・暴風災害																				287,716		4,051,161
6. 9. 29 ～9. 30	大雨 暴風	台風26号による 大雨・暴風災害	35	82	1		2			4	45	185	70	162	5	250				2,824.4				6,453,590
6. 10. 4	地震	平成6年(1994 年)北海道東方 沖地震											2									718,576		1,238,948
6. 12. 28	地震	平成6年(1994 年)三陸はるか 沖地震					1				10			4	5				1			7,029		642,782
7. 1. 7	地震	岩手県沖地震災 害	2	14			1		2					3										182,808
7. 8. 2 ～8. 9	大雨	梅雨前線による 大雨災害	8	24						1	8	28	32	157	4	321				2,784.9				9,396,266
9. 5. 2 ～5. 3	林野 火災	異常乾燥, 強風 による林野火災					1																	1,049,404
9. 6. 28	大雨	台風8号による 大雨, 暴風災害								1		3		91	1	139								2,551,306
10. 6. 27	大雨	梅雨前線による 大雨災害												11	4	31		2						1,151,031
10. 8. 13	大雨	梅雨前線による 大雨災害	1	4							1	6	22	26		54				7.0				1,579,713

資料編 1 総則

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水			
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無			
10.8.26 ～9.1	大雨	前線の停滞による大雨災害	120	431	1					1	32	119	374	228	700	14	468		2	2,821.7			20,651,458	
10.9.3	地震	岩手県内陸北部における地震災害													17		1						7,916,068	
10.9.13	地すべり	江刺市における地すべり災害													1								1,088,055	
10.9.15 ～9.16	大雨 暴風	台風5号による大雨・暴風災害	16	47				2		2	15	14	92	21	99	6	97			850.5	5,451		2,721,619	
10.9.30 ～10.2	大雨	秋雨前線による大雨災害										1	31	21	59	2	30						1,478,413	
11.7.12 ～7.14	大雨	熱帯低気圧による大雨災害	140	425	1						12	141	873	4	425	6	381	8	4	778.0			13,827,705	
11.10.27 ～10.28	大雨	低気圧による大雨災害	564	1,802	2			2			9	518	418	47	555	13	701		3	920.5	72,000	29	47,146,936	
12.7.8 ～7.9	暴風 大雨 洪水	台風3号による大雨・洪水・暴風災害	372	1,010				1			23	53	258	2	192	5	155			3,061.8	102,650	4	5,519,526	
13.1.18 ～1.28	低温	低温による道路の凍上災害													620								6,861,170	
13.2.2 ～2.27	低温	低温による道路の凍上災害													1,599								19,012,055	
13.4. 下旬	低温 降霜	降霜による農作物等災害																		1,959.7			1,883,809	
13.7.30 ～8.2	大雨 洪水	前線停滞による大雨洪水災害	127	406								7	119	22	60	3	160			1,615.6			3,193,497	
13.9.10 ～9.12	大雨 洪水	台風15号による大雨洪水災害	61	162								3	59	47	62	3	78			38.6	5,750		2,115,064	
14.1.27 ～1.28	暴風雪 大雪 波浪	低気圧による暴風雪・大雪・波浪災害	8	22							4			1	1		1	6		0.68	524,076	78	4,063,903	
14.7.10 ～7.12	大雨 洪水	台風6号による大雨洪水災害	3,723	10,333	2			8	9		14	62	912	2,601	1,971	1,032	24	1,736	2	13	7,042.0	12,050		57,358,038
14.8.12	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害										1	1		48	2	95			943.9			2,794,972	
14.10.1 ～10.2	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大雨・洪水・暴風・波浪災害						4			2	87		1	38	11	18			1,814.0	99,950	164	1,161,979	
15.5.26	地震	宮城県沖で発生した地震	12	33				91	2		10	1,183		1	88	109	9	21	23		410	4	11,889,408	
15.9.26	地震	平成15年(2003年)十勝沖地震						1													433,502		433,502	
16.9.30 ～10.4	大雨 洪水 暴風 波浪	台風21号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	16	48				1			5	16	62	44	184	2	522			523.0			7,469,613	
17.8.16	地震	宮城県沖を震源とする地震						11							5	3							178,289	

資料編 1 総則

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水			
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無			
18.10.4 ～10.9	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大 雨・暴風災害	102	237			6			3	180	100	224	189	289	6	470			348.5		436,783		16,461,335
19.9.7 ～9.9	大雨 洪水 暴風 波浪	台風9号による 大雨・洪水・暴 風・波浪災害	57	157			2		1	17		3	40	10	102	3	139	1		26.0		17,210		3,146,205
19.9.17 ～9.20	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	624	1,790	2					4	105	456			173	6	289					7,000		7,106,049
20.4.4 ～4.8	林野 火災	異常乾燥下にお ける林野火災, 強風																						320,801
20.6.14	地震	平成20年(2008 年)岩手・宮城 内陸地震	785	2,675	2		37	2	4	778				45	259	26	24			90.0		1,000		20,960,328
20.7.24	地震	岩手県沿岸北部 を震源とする地 震	204	398			90			200				98	27	2				5.3				1,688,431
22.2.28	津波	チリ中部沿岸の 地震による津波																				1,815,325		1,815,325
23.3.11	地震 津波	平成23年(2011 年)東北地方太 平洋沖地震			5,144	1,112	213	19,508		6,571	19,064		6		1,497	90		145	317			13,174,000	13,271	※公共土木+農 林水産 911,245,860
25.8.9	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	1,473	4,194	2		10	7		101	1	125	1,068	18	131	11	300		19					20,023,030
25.9.16	大雨 洪水	台風18号に伴う 大雨・洪水災害	442	1,228	1		5	3		103	4	65	240	2	151	3	369		4	954		59,880		10,950,940
28.8.30	大雨 洪水	台風10号に伴う 大雨・洪水災害	2,991	4,027	24		4	494		2,219	90	104	1,342	2,444	1,021	46	749	5	26			3,829,387		142,869,724
R元.10.11 ～10.13	大雨	台風19号に伴う 大雨災害	2,987		3	7		46		842	923	148	1,028		552	9						1,270,250		29,490,950

資料編 1 総則

1-6-2 岩手県の地震津波災害調

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
869	貞観11	7・13	強震, 津波	陸奥国地大いに震いて城邑を破壊し, 海嘯哮吼して溺死者, 多し。
1611	慶長16	12・2	強震, 津波	三陸地方で大地震。東部海岸に大津浪。南部, 津軽にて人馬の溺死3千余等の被害。
1616	元和2	12・6	強震, 津波	三陸地方で強震。大槌町海嘯, 布日にて溺死者多数。
1625	寛永2		鳴 動	奥州の山鳴動す。
1662	寛文2	(9・9)	強震, 津波	南部領大震海嘯。
1663	同 3	8・19	異常鳴響	地震と鳴響あり, 盛岡城の戸障子鳴動。
1677	延宝5	4・6	大地震	花巻地方で晴天午下刻(午後1時過)大地震しばらくやまず。
〃	〃	4・13	強震, 津波	陸中国南部, 地大いに震い, 大槌浦, 宮古浦, 鉾ヶ崎浦等海嘯暴嵐し家を破る。
〃	〃	8・1	大地震, 洪水	花巻地方で大雨。申上刻(午後4時)大地震。市中洪水。
1678	同 6	2・21	地震, 鳴動	陸中鹿角郡水沢近傍の山, 朝より夥しく鳴動して地震う。
〃	〃	10・2	大地震	花巻地方で大地震。御台所脇石垣13間崩る。御城壁大半落等の被害。
1689	元禄2		津 波	陸中海岸津波あり。
1700	同 13	1・20	津 波 か	大槌地方大汐さし, 海辺大分騒ぎす人馬怪我なし。
1703	同 16	12・9	大地震	大槌地方で午後10時過大地震。
1704	宝永元	5・23	大地震	沢内地方で大地震。
1705	同 2	1・26	大地震	夜, 大地震
1717	享保2	5・13	大地震	花巻地方で大地震。方々家大小破する。
1720	同 5	5月下旬~9月初旬	地震	花巻地方で5月下旬より9月初めまで連日の如く地震。
1732	同 17	8・10 8・12	地震	花巻地方で地震。
1733	同 18	5・12	地震	花巻地方で地震。
1735	同 20	5・6	大地震	花巻地方で大地震。破損なし。
1751	宝暦元	5・21	津 浪	大槌地方で津波。
1756	同 6	8・10	地震	亥の上刻(午後10時)地震。卯の刻(午前6時)にも地震。
1767	明和4	4・24	大地震	沢内地方で大地震。
〃	〃	5・2	大地震	5月2日, 同4日大地震。大風吹き, 時々秋まで地震続く。
1768	同 5	2・21	地震	沢内地方で地震あり。
〃	〃	(7・28)	大地震	沢内地方で大地震。
1769	〃		地震	沢内地方で時々地震。
1770	同 7	5・27	大地震	在所大地震, 所々破損, 多人馬死す。
〃	〃	6・26	大地震	沢内地方で大地震。
1772	安永元	6・3	大地震	沢内地方で6月3日, 13日, 14日地震。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・9	大地震	沢内地方で7月9日、14日又ゆる。
1780	同 9	(6・19)	大地震	午前6時大地震。昼の内度々あり。
1793	寛政5	2・17	強震, 津波	両石村にて流失家屋71軒, 船舶19艘, 溺死人あり。釜石村, 大槌村にも被害。
1823	文政6	9・初旬	強 震	9月初旬頃より岩手郡寺田村付近に微震頻発し, 10月23日半破壊性の激震起り, 家屋土蔵の倒壊, 変死者等あり。
〃	〃	9・29	鳴 動	西根山(西岳のことか)鳴動。七時雨山割崩, 滝不動崩落, 右近辺家屋, 土蔵崩れ, 壁落つ。
1830	天保元	1・15	大地震	辰刻(午前8時)大地震。女童子動転す。
1850	同 3	7・20	異常鳴響	夜九ツ時(午前零時)雷の如く鳴る。津波にて山くずれる。
1854	安政元	12・23	大地震	大地震。
1855	同 2	8・15	大地震	夕七ツ時(午後4時)大地震。
1856	同 3	8・23	強震, 津波	強震津波来たり, 宮古附近最も甚しく家屋流失, 倒壊100余戸上る。
1864	元治元	3・29	強 震	三閉伊海岸で地震。所々破損す。
1894	明治27	3・20	小津波	根室南々東約120軒の沖合海底で地震。午後8時20分頃本県沿岸に小津波。
1896	同 29	6・15	強震・津波 (三陸津波)	明治三陸地震津波, 三陸海嘯。本県の被害最も甚大にして死者18,158人に及ぶ。
1896	同 29	8・31	陸羽 大地震	和賀郡で最も被害多く, 倒壊家屋多数あり。
1897	同 30	2・20	小津波	陸前東海底で地震, 津波あり。気仙郡盛町3尺の高波。
1906	明治39	2・1	津 波	2時間16分にわたる遠地地震記録。被害なし。
1915	大正 4	11・1	津 波	三陸沖で地震, 釜石方面で高さ約2尺の津波。被害なし。
1922	同 11	11・12 ~ 13	津 波	チリで地震。気仙郡下で家屋102戸が浸水。
1931	昭和 6	11・4	地 震	小国村附近で地震(震度5)。小国村, 上閉伊郡金沢村地方で石垣崩壊, 炭がま破壊等の被害。
1933	同 8	3・3	地震, 津波, 大火	昭和三陸地震津波。死者1,408名, 傷者805名, 行方不明1,263名, 家屋流失2,969戸, 倒壊1,011戸, 焼失209戸, 船舶流失6,768隻等の被害。
〃	〃	6・19	地 震	金華山東方沖で地震。気仙郡広田, 吉浜, 盛で強震。上閉伊郡甲子村で1名死亡。
〃	〃	8・ ~11・	鳴 動	七時雨山鳴動。奥中山付近で戸障子等がはずれ, 棚の上の物が転落する等の被害。
1946	同 21	4・2	津 波	田老町で津波。
〃	〃	12・21	津 波	宮古地方沿岸で津波。被害なし。
1952	同 27	3・4	津 波	十勝沖で地震。震度宮古4, 盛岡3。沿岸各地で津波。船舶, 水産関係施設等に被害。
〃	〃	10・26 ~ 29	地 震	県下各地で有感地震18回。被害なし。
〃	〃	11・5	津 波	カムチャッカ半島南端で地震。沿岸各地で津波。満潮時と重り漁船養殖施設等に被害。
1953	同 28	11・26	津 波	房総南東沖で地震。沿岸各地に津波。被害なし。
1958	同 33	11・7	津 波	エトロフ島沖で大規模な地震。三陸一帯に小津波。被害無し。
1960	同 35	3・21	津 波	三陸沖で地震。本県海岸に小津波。養殖施設に若干の被害。
〃	〃	5・24	チリで地震, 津波	三陸沿岸一帯に津波(チリ地震津波)。大船渡市など沿岸各地で死者57名, 行方不明5名, 住家全壊・流失962棟, 船舶流失・沈没・破損2626隻, 港湾施設等に大きな被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・30	津 波	八戸沖で地震。本県海岸に小津波。被害なし。
1962	同 37	4・30	地 震	宮城県北部で地震（宮城県北部地震）。盛岡、一関、花巻、北上、千厩で震度4、宮古、軽米で震度3。花泉で学校に被害。
〃	〃	12・28	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡4、宮古3。小本、山田両線で9ヶ所の落石。
1963	同 38	10・13	津 波	エトロフ島沖で地震。沿岸各地で養殖施設の一部に被害。
1964	同 39	3・28	地震、津波	アラスカ地震の影響で大船渡湾内の養殖施設に被害。
1968	同 43	5・16	地 震	十勝沖で地震（1968年十勝沖地震）。盛岡で震度5の強震。沿岸各地に津波。港湾施設、船舶等に大きな被害。
〃	〃	6・12	地震、津波	岩手県沖で地震。盛岡、宮古で震度4、大船渡震度3。弱い津波が発生。船舶等に被害。
1969	同 44	8・12	津 波	北海道東方沖で地震。震度は盛岡、一関で3、宮古、大船渡で2。沿岸各地で20～34cmの弱い津波。被害なし。
〃	〃	10・18	地 震	震度は盛岡の4の中震、大船渡、宮古3の弱震。津波、被害なし。
1970	同 45	9・14	地 震	宮城県沖で地震。盛岡、宮古、大船渡で震度4の中震。各地で送電線、土木、農業施設、学校等に被害。
〃	〃	10・16	地 震	秋田県南部で地震。本県西部で震度4～5。国鉄北上線で一時不通。建物損壊244棟等の被害。
1974	同 49	9・4	地 震	岩手県沖で地震。盛岡、宮古で震度4。落石、がけくずれ、停電等の被害。
1978	同 53	6・12	地 震	宮城県沖で地震。大船渡で震度5、盛岡、宮古で4。道路損壊、堤防決壊、がけくずれ等の大きな被害。
1979	同 54	5・22	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古3、盛岡、一関、大船渡2。津波なく、農業用施設に若干の被害。
1982	同 57	6・1	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡4、宮古、大船渡3。津波なし。
1983	同 58	5・26	地 震	日本海中部で地震。震度盛岡4、宮古・大船渡3。農地農業用施設等に被害。
1986	同 61	3・2	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡、宮古4、大船渡3。津波なく、土木施設に被害。
〃	〃	5・26 ～ 7・	地 震	奥中山付近で群発地震。被害なし。
1987	同 62	1・9	地 震	岩手県中部沿岸で地震。震度盛岡、大船渡5、宮古4。津波なく、建物、土木施設等に被害。
〃	〃	2・6	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。土木施設に被害。
〃	〃	4・7	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。土木施設等に被害。
1989	平成元	11・2	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡、大船渡4、宮古3。岩手県で負傷者2名。道路に落石のため一部不通。津波被害なし。
1992	同 4	7・18	地震、津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡、宮古、大船渡で3。宮古で21cm、大船渡で23cmの津波が発生。被害なし。
1993	同 5	1・15	地 震	釧路沖で地震（平成5年（1993年）釧路沖地震）。震度盛岡、宮古、大船渡で4。花泉で農地農業用施設（ため池）に被害。津波あり。津波による被害なし。
〃	〃	7・12	地 震	北海道南西沖で地震。震度盛岡2、宮古、大船渡で1。津波なし。被害なし。
1994	同 6	10・4	地震、津波	北海道南西沖で地震（平成6年（1994年）北海道南西沖地震）。震度盛岡、大船渡で4。宮古3。宮古103cm、大船渡72cmの津波が発生。水産関係等に被害。
〃	〃	10・9	地 震	北海道東方沖で地震。震度盛岡2、宮古、大船渡で1。津波なし。被害なし。
〃	〃	12・28	地震、津波	三陸はるか沖で地震（平成6年（1994年）三陸はるか沖地震）。震度盛岡5、宮古、大船渡で4。宮古50cm、大船渡27cmの津波が発生。土木施設等に被害。
1995	同 7	1・7	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡5、宮古、大船渡で4。津波なし。農地農業用施設等に被害。
〃	〃	7・30	津 波	チリ北部で地震。宮古49cm、大船渡21cmの津波が発生。被害なし。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事項
〃	〃	12・4	津波	択捉島の南南東170km付近で地震。宮古21cm, 大船渡20cmの津波が発生。被害なし。
1996	同 8	2・17	津波	ニューギニア島付近で地震。宮古16cm, 大船渡16cmの津波が発生。被害なし。
1998	同 10	9・3	地震	岩手県内陸北部で地震。震度雫石町長山6弱, 雫石町千苺田4。負傷者9名。土木施設等に大きな被害。
2003	同 15	5・26	地震	宮城県沖で地震。大船渡市, 衣川村, 平泉町, 室根村, 江刺市で震度6弱。重軽傷者91名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	9・26	津波	十勝沖で地震(平成15年(2003年)十勝沖地震)。宮古57cm, 大船渡25cm, 釜石42cmの津波を観測。養殖施設等に被害。
2004	同 16	8・10	地震	岩手県沖で地震。震度宮古, 野田5弱。津波なし。
2005	同 17	8・16	地震	宮城県沖を震源とする地震。震度藤沢町5強。重傷者3名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	11・15	地震, 津波	三陸沖を震源とする地震。県内最大震度3。大船渡42cmの津波を観測。農地農業用施設に被害。
2006	同 18	11・15	津波	千島列島東方で地震。宮古32cm, 大船渡41cm, 釜石26cmの津波を観測。被害なし。
2007	同 19	1・13	津波	千島列島東方で地震。宮古14cm, 大船渡27cm, 釜石13cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	8・17	津波	ペルー沿岸で地震。宮古15cm, 大船渡9cm, 釜石10cmの津波を観測。被害なし。
2008	同 20	6・14	地震	「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」。震度奥州市6強。死者2名, 重軽傷者37名, 土木施設, 農林業関係に大きな被害。
〃	〃	7・19	地震, 津波	福島県沖で地震。震度盛岡市4。久慈港で20cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	7・24	地震	岩手県沿岸北部で地震。震度野田村6弱。重軽傷者90名。土木施設, 林業関係に被害。
〃	〃	9・11	地震, 津波	十勝沖で地震。県内最大震度3。久慈港17cm, 宮古4cm, 釜石5cmの津波を観測。被害なし。
2010	同 22	2・28	津波	チリで地震。三陸沿岸一帯に津波。久慈港120cm, 宮古74cm, 釜石56cm, 大船渡42cm。水産物に大きな被害。
2011	同 23	3・11	地震, 津波	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が発生。県内最大震度6弱。宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上の津波を観測。死者5,144名(直接死4,673名、関連死467名)、行方不明者1,112名、負傷者213名、家屋倒壊26,079棟。(令和2年3月10日時点)
〃	〃	6・23	地震	岩手県沖で地震。盛岡市及び普代村で震度5弱。津波なし。文教施設等に被害。
〃	〃	7・10	地震, 津波	三陸沖で地震。県内最大震度4。大船渡で10cmの津波を観測。鉄道が運休となる被害。
〃	〃	7・23	地震	宮城県沖で地震。遠野市で震度5強。住家の一部損壊等の被害。人的被害は無し。
2012	同 24	3・27	地震	岩手県沖で地震。県内最大震度5弱。軽傷者1名。
〃	〃	12・7	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市及び滝沢村で震度5弱。大船渡21cm, 久慈港23cmの津波を観測。死者1名。
2013	同 25	2・6	津波	南太平洋(サンタクルーズ諸島)でマグニチュード8.0の地震。宮古10cm, 大船渡10cm, 久慈港35cm, 釜石19cmの津波を観測。被害なし。
2014	同 26	4・3	津波	チリ北部沿岸で地震。久慈港55cm, 宮古21cm, 釜石19cmの津波を観測。水産物に被害。
〃	〃	7・5	地震	岩手県沖で地震。宮古市で震度5弱。被害なし。
〃	〃	7・12	津波	福島県沖で地震。大船渡20cm, 釜石微弱, 久慈港10cmの津波を観測。被害なし。
2015	同 27	2・17	地震, 津波	三陸沖で地震。盛岡市、宮古市及び奥州市で震度4。久慈港27cm, 宮古11cm, 釜石7cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	〃	地震	岩手県沖で地震。普代村で震度5弱。文教施設に被害。

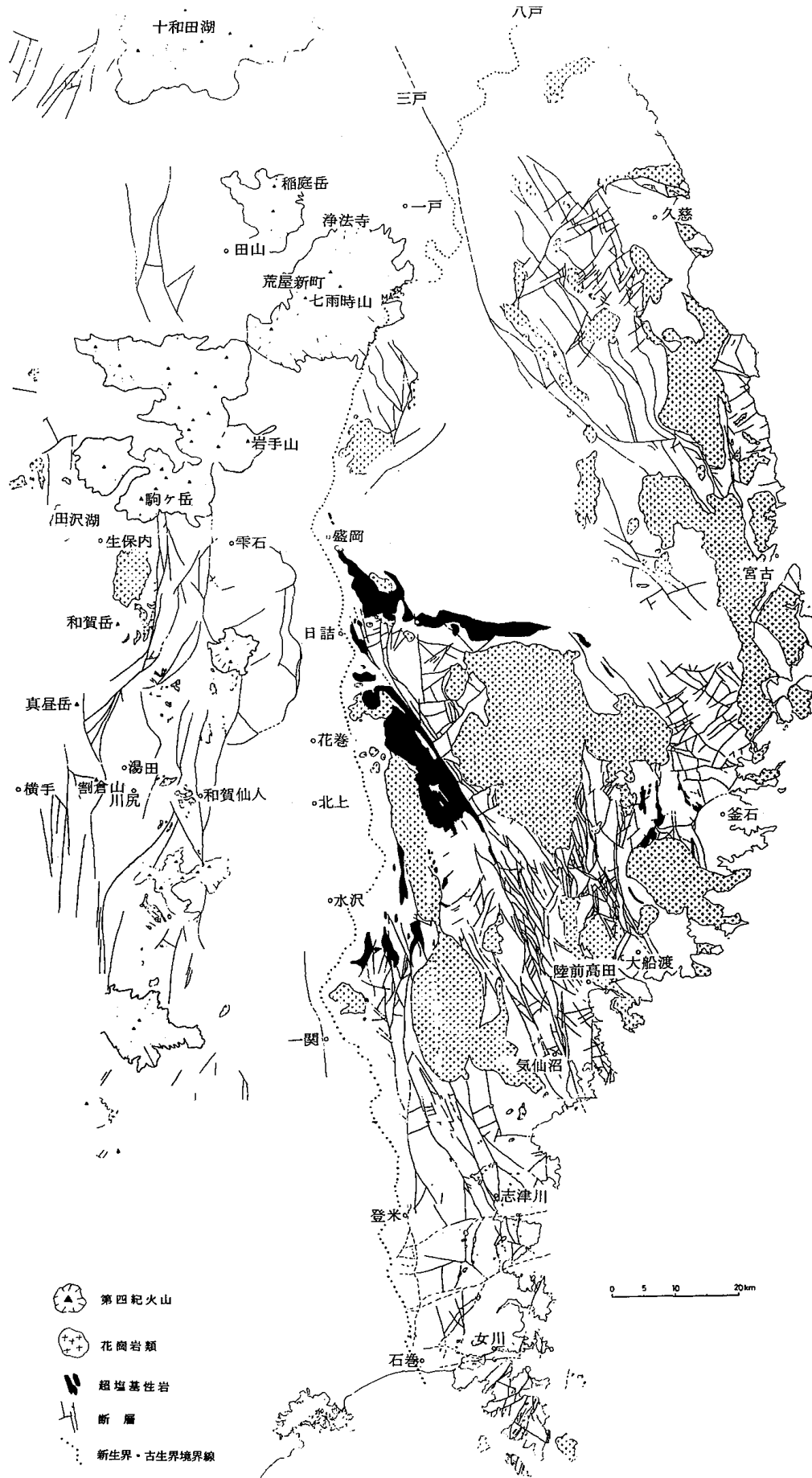
# 資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	5・13	地 震	宮城県沖で地震。花巻市で震度5強。農林水産施設等に被害。

資料編 1 総則

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	7・10	地震	岩手県内陸北部で地震。盛岡市で震度5弱。軽傷者2名。
2016	同 28	11・22	地震、津波	福島県沖で地震。盛岡市他で震度3。久慈港79cm、宮古35cm、大船渡33cm、釜石23cmの津波を観測。農林水産施設、水産物に被害。
2020	令和 2	2・13	地震	福島県沖で地震。福島県沖で地震。一関市、矢巾町で震度5弱。住家、非住家被害。
2020	令和 2	3・20	地震	宮城県沖で地震。一関市、大船渡市、住田町で震度5弱。軽傷者1名、非住家被害。
2020	令和 2	5・1	地震	宮城県沖で地震。一関市、釜石市で震度5弱。
2021	令和 3	1・16	津波	1月15日のトンガ沖火山噴火に伴う津波。久慈107cm、宮古市・釜石市40cm、大船渡市30cmの津波。人的被害なし。漁具、養殖施設、水産物に被害。
2021	令和 3	3・16	地震	福島県沖で地震。一関市、奥州市、矢巾町で震度5強。重傷者1名、軽傷者4名。住家・非住家、文教・商業・農水・医療施設被害多数。
2021	令和 3	3・18	地震	岩手県沖で地震。野田村で震度5強。非住家、道路被害。
2021	令和 3	10・6	地震	岩手県沖で地震。盛岡市で震度5弱。軽傷1名、住家被害、信号機倒伏。
2024	令和 6	4・2	地震	岩手県沿岸北部で地震。久慈市、宮古市、軽米町、普代村、野田村で震度5弱。非住家被害。

1-6-3 岩手県断層分布図



## 資料編 1 総則

### 1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録（八幡平は噴火記録なし）

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗 駒 山
貞享3年 (1686年)	噴火（溶岩流・泥流等）、 家屋破損		
貞享4年 (1687年)	噴火（噴石・噴煙）、群 発地震		
享保16～17年 (1732年)	噴火（焼走り溶岩流）		
寛保3年 (1744年)			噴火
明治23～24年 (1890～1891年)		噴火（鳴動・噴石）	
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発（降 灰）		
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発（泥流・降灰・ ガス）	
昭和19年 (1944年)			小水蒸気爆発（泥土噴 出・酸性水）西・南東山 麓で地震群発
昭和45～46年 (1970～1971年)		噴火（頻繁な爆発・溶岩 流出）	
昭和47年 (1972年)	白色噴煙		
昭和61～62年 (1986～1987年)			北東山麓で地震群発
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発	
平成7年 (1995年)	低周波地震・微動		
平成10年以降 (1998年～)	地震活動活発化		
平成19年 (2007年)	噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）		
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1（平常）	
平成31年 (2019年)			噴火警戒レベル導入 レベル1（活火山である ことに留意）

※噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

# 資料編 1 総則

## 1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。</li> <li>○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。</li> </ul>
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2月以降地震回数が増加。</li> <li>○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。深部低周波地震が急増。</li> <li>○ 5月深部低周波地震を38回観測。</li> <li>○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。</li> <li>○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。深部低周波地震は35回発生。</li> <li>○ 8月三ツ石山付近でM3.2の地震。山頂付近を震源とするM1.2の地震。</li> <li>○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.2(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震が発生。</li> <li>○ 10月三ツ石山付近でM2.5の地震。</li> <li>○ 山頂付近でM2.2の地震発生。</li> </ul>
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。</li> <li>○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。</li> <li>○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.0(震度4)の地震が発生。</li> <li>○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。</li> <li>○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。</li> <li>○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。</li> </ul>
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。</li> <li>○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM4.3(震度4)の地震。</li> <li>○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。</li> <li>○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。</li> <li>○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。</li> </ul>
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。</li> <li>○ 5月モ深部低周波地震を15回観測。</li> </ul>

## 資料編 1 総則

平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。</li> <li>○ 浅部の地震活動は低調。</li> </ul>
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。</li> <li>○ 浅部の地震活動は低調。</li> <li>○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。</li> </ul>
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は穏やかに経過。</li> <li>○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。</li> <li>○ 6 月 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。</li> <li>○ 12 月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。</li> </ul>
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。</li> <li>○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。</li> <li>○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震回数は少なく推移。</li> <li>○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。</li> <li>○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動は静穏に経過した。</li> <li>○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。</li> <li>○ 7 月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。</li> <li>○ 噴気活動は低調に推移した。</li> <li>○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～ 〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）</li> </ul>
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。</li> <li>○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。</li> <li>○ 噴気活動は低調に推移した。</li> </ul>
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。</li> <li>○ 地震活動は低調に推移した。</li> <li>○ 噴気活動は低調に推移した。</li> </ul>
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。</li> <li>○ 地震活動は低調に推移した。</li> <li>○ 噴気活動は低調に推移した。</li> </ul>

## 資料編 1 総則

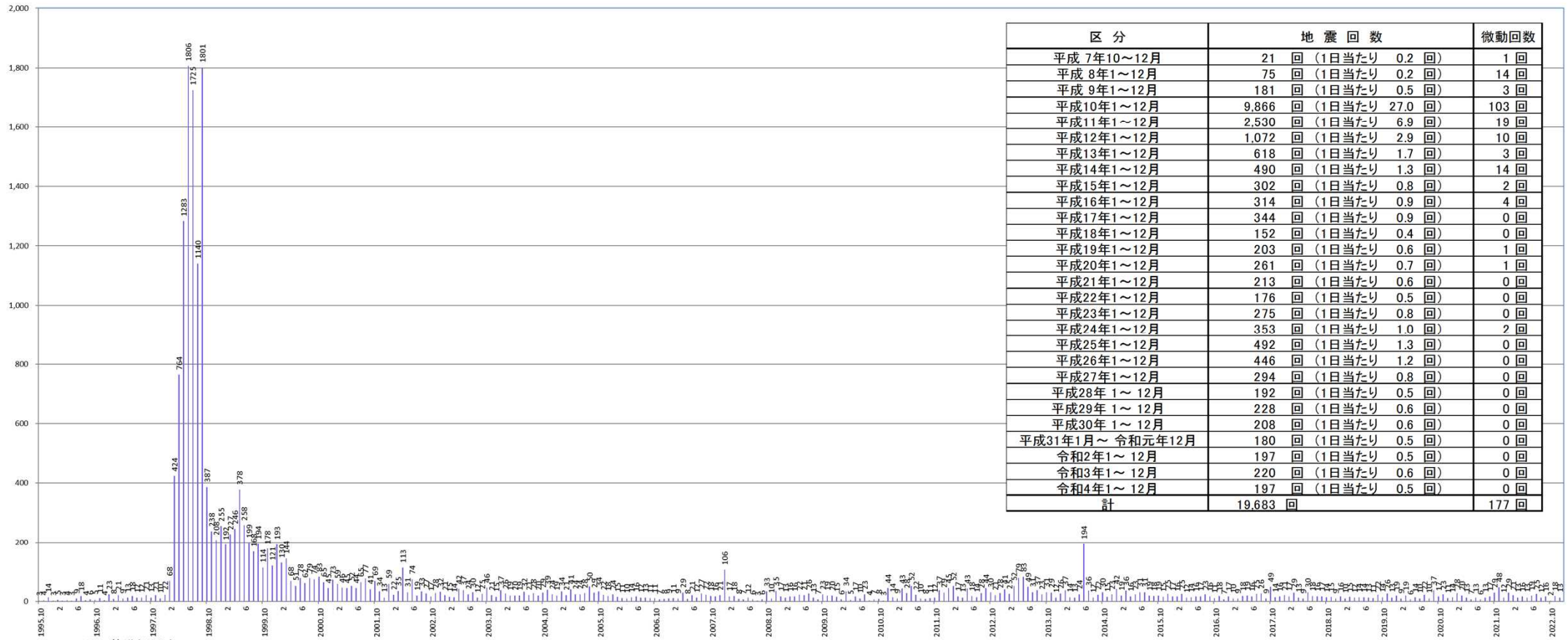
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。</li> <li>○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約 10km)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。</li> <li>○ 噴気活動は低調に推移した。</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。</li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。</li> <li>○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とする M3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。</li> </ul>
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。</li> </ul>
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
平成 31 年・令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>

## 資料編 1 総則

令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。</li> <li>○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。</li> </ul>
令和6年 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月2日に噴火警戒レベルが「レベル1（活火山であることに留意）」から「レベル2（火口周辺規制）」に引き上げられた。</li> <li>○ 2月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動が観測された。</li> <li>○ 5月頃から黒倉山付近で微小な火山性地震が増加した。</li> <li>○ 9月26日に観測された「だいち2号」のSAR干渉解析結果では、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示す変動が見られた。</li> <li>○ 11月以降、山頂付近で火山性地震の発生頻度が高い状態で推移した。</li> </ul>
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベルは、「レベル2（火口周辺規制）」で経過した。</li> <li>○ GNS連続観測では引き続き山体の深いところの膨張を示す地殻変動が継続した。</li> <li>○ 大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示す地殻変動についても継続した。</li> </ul>

※ 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

岩手山の火山性地震月別回数



※ 基準観測点

平成17年12月まで東北大学松川観測点

平成18年1月から気象台焼切沢観測点

平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点

※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

## 1-6-7 岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳 (2,038m)、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

## (1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩層なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

## (2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

## (3) 1686 年(貞享 3 年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

## (4) 1732 年(享保 16~17 年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

## (5) 1919 年(大正 8 年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3~15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

## (6) 昭和の火山活動(1934~35 年, 1960 年, 1972 年) 水蒸気の噴出

## 資料編 1 総則

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。  
出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか



## 岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している <b>過去事例</b> 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある <b>過去事例</b> 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(湧き岩)が流出 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される <b>過去事例</b> 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される <b>過去事例</b> 1919年の噴火：西岩手山(大地獄)で噴火、噴石は山の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。 ●火口内で少量の噴気や火山ガスが発生	

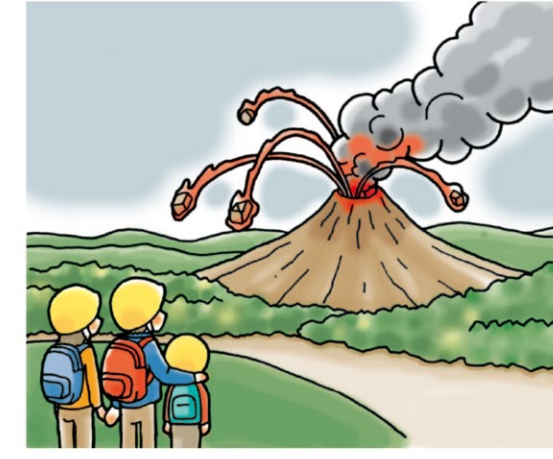
注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から雄倉山付道までの範囲に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山(絶頂)国際交流村」を指す。

噴火が起きたら、  
起きそうになったらVOLCANO  
Mt IWATE

## 大きな噴石

大きな噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では安全です。岩手山に近づかないようにしてください。



## 溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能です。落ち着いて、到達範囲の外に避難してください。



## 火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速(時速100km以上)で流れるため、発生してからの避難はほとんど困難です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合は、少しでも高台の物陰に隠れてください。

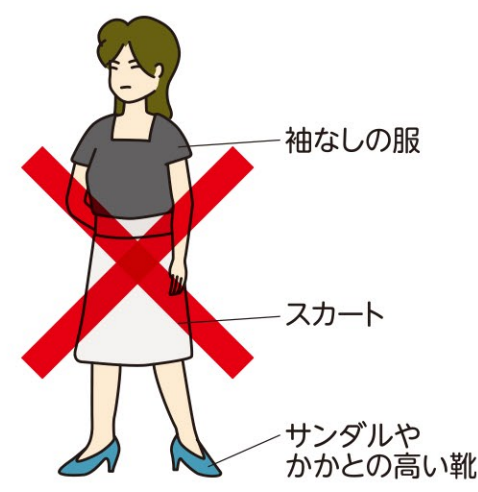


## 避難時の心得

避難するときには、市役所・町役場から発表される避難勧告や指示に従って落ち着いて行動しましょう。

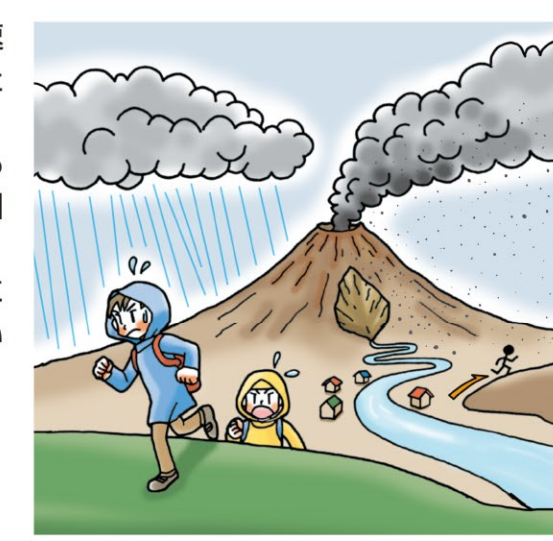


- 1 気象台が発表する警報・情報に注意しましょう。
- 2 テレビラジオ、メールサービスやアプリ、行政機関の広報などから、正しい情報を入手しましょう。
- 3 誤った情報に感わされないように注意しましょう。
- 4 避難の際には肌の露出を極力避けた服を着用しましょう。
- 5 動きやすい服装、靴にしましょう。



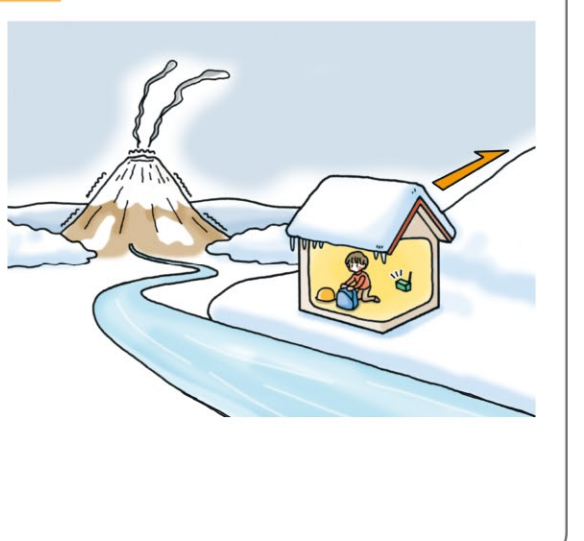
## 土石流

土石流は雨により発生し、高速(時速50km程度)で流れるため、噴火後、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難してください。



## 融雪による火山泥流

融雪による火山泥流は高速(時速60km程度)で流れるため、速やかな避難が必要です。噴火の危険性が高い状況になったら、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難してください。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難してください。



## 非常用持ち出し品(例)

家族構成などに合わせて準備しましょう。

## 必要な物

- リュックサック
- 衣料品
- 多機能携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 食料品・水
- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 健康保険証
- 携帯電話・充電器



## あと便利な物

- ヘルメット
- マッチ・ライター
- ローンク
- 十徳ナイフ・缶切り
- プラスチック製のコップ
- 大小のビニール袋
- マスク
- ゴーグル
- ロープ
- タオル
- ホイッスル



## 赤ちゃんがいる場合

- ほ乳瓶
- 紙おむつ
- ミルク



## お年寄りがいる場合

- 看護・介護用品
- 常備薬
- 紙おむつ

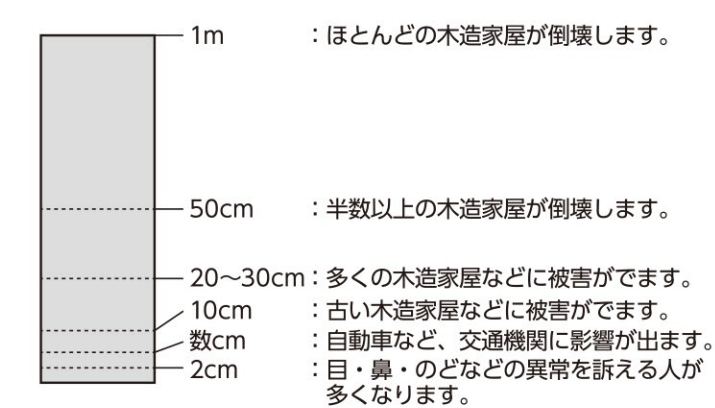


## 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根上の火山灰を除去してください。



降灰による災害：降り積もった火山灰・スコリアなどの厚さと被害の目安(雪が積もっている場合、影響がさらに大きくなります。)



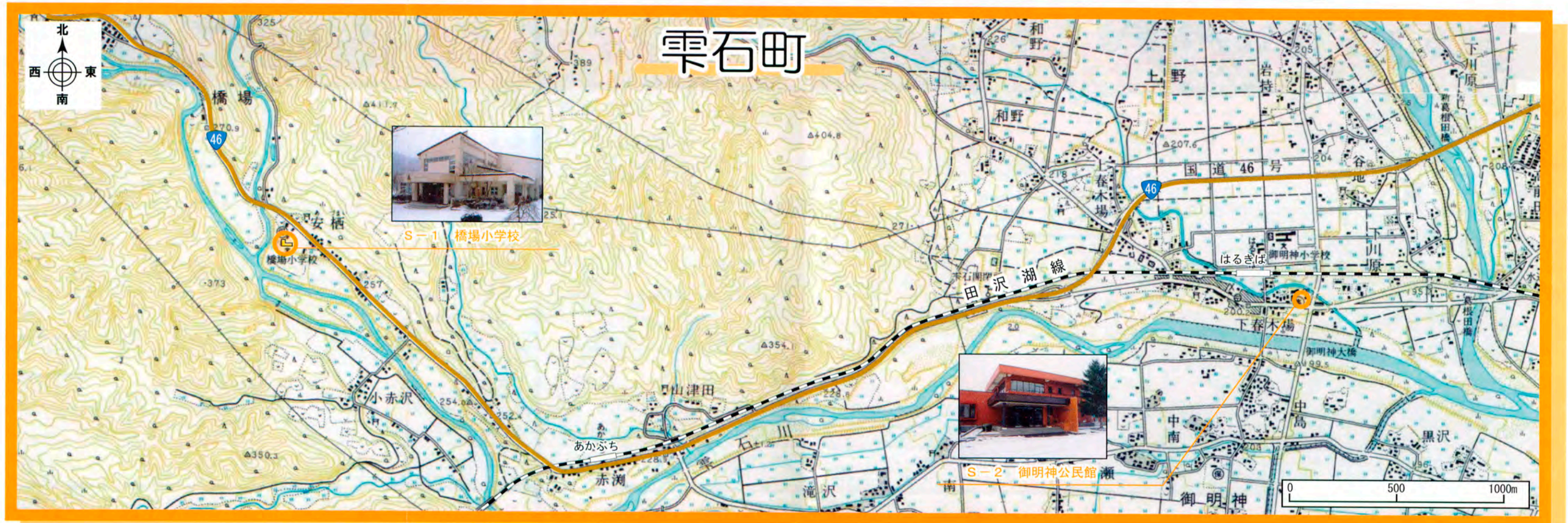
少量でも、火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにしましょう。また、帽子を着用しましょう。昼間でも急に暗くなる場合がありますが、火山灰で死傷することはありません。冷静に行動してください。





# 避難場所位置図

避難先・経路等については、**防災行政無線等による誘導や指示に従ってください。**



雲石町役場 TEL: 019-692-2111

番号	施設名	所在地	電話番号
S-1	橋場小学校	橋場安栖野63-2	019-692-3482
S-2	御明神公民館	上野上野5	019-692-3228

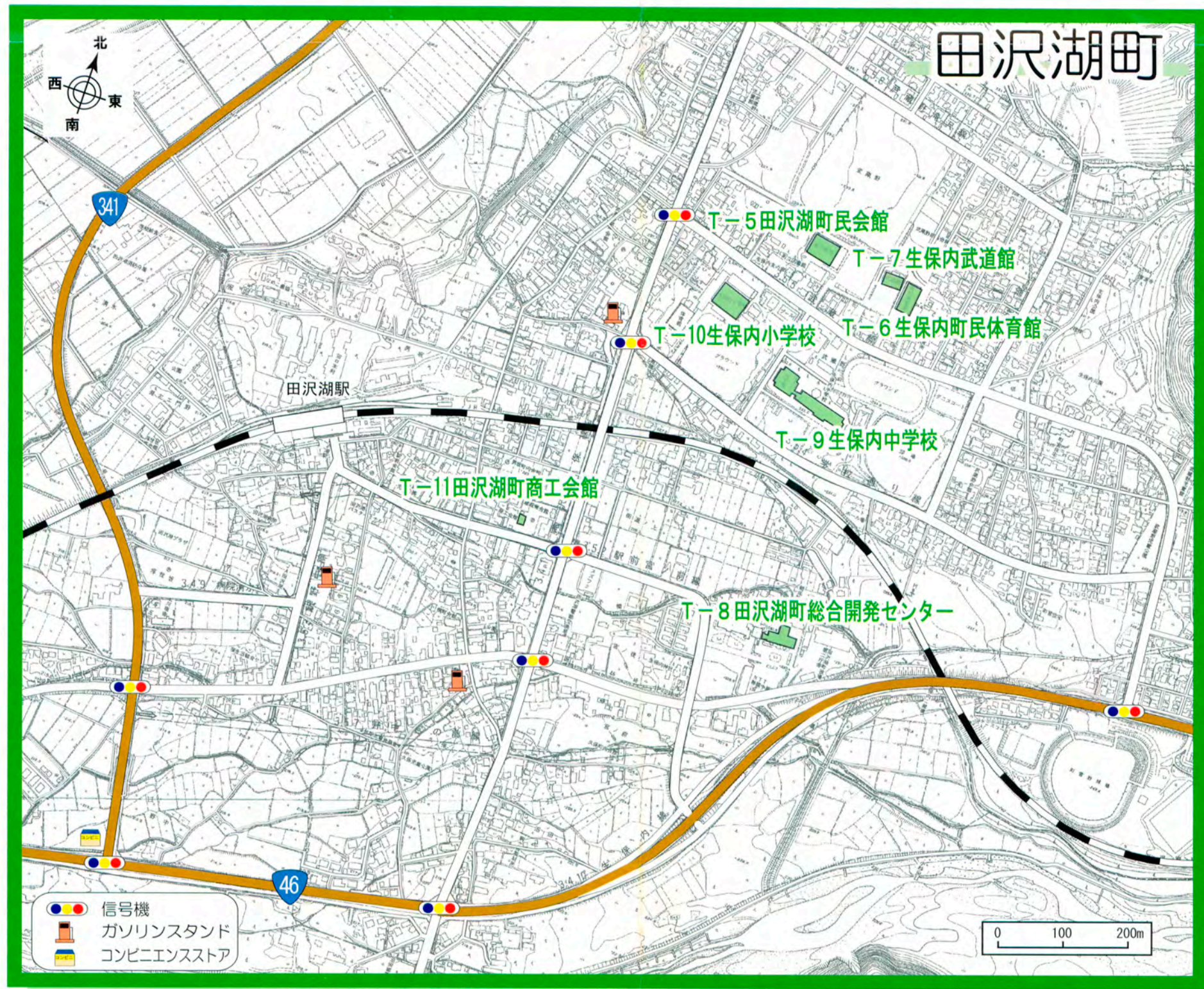
## 田沢地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-1	田沢コミュニティホーム	田沢字高屋151	0187-42-2810
T-2	田沢町民体育館	田沢字高屋59	0187-42-2815
T-3	田沢中学校	田沢字高屋166-5	0187-42-2310
T-4	田沢小学校	田沢字大山7	0187-42-2110

田沢湖町役場 TEL: 0187-43-1111

## 生保内地区

番号	施設名	所在地	電話番号
T-5	田沢湖町民会館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-3143
T-6	生保内町民体育館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1975
T-7	生保内武道館	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1989
T-8	田沢湖町総合開発センター	生保内字宮ノ後27	0187-43-1622
T-9	生保内中学校	生保内字武蔵野105-1	0187-43-1181
T-10	生保内小学校	生保内字武蔵野111	0187-43-0243
T-11	田沢湖町商工会館	生保内字街道ノ上85	0187-43-0372



## もし噴火が始まったら

- 気象台が発表する火山情報に注意しましょう。
- 市町村長から避難勧告などの指示があった場合には従いましょう。
- テレビやラジオのニュース、新聞、市町村の広報などを聞いて正しい情報を得ましょう。
- デマやうわさに惑わされないようにしましょう。

### 避難する場合は...

- ① 左の絵のような格好が避難に適しています。
- ② 避難の前に戸締まり、電気、ガスの元栓を確認しましょう。
- ③ あわてず落ち着いて速やかに行動しましょう。
- ④ お年寄り、赤ちゃん、身体の不自由な人、外国人など言葉の分からない人の避難を助けましょう。
- ⑤ 市街地では車は使わず徒歩で移動しましょう。

## 秋田駒ヶ岳火山防災マップ

この[A3サイズ集約]マップは、A1版の「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」をA3サイズに集約したものです。より詳しい情報はA1版マップをご覧ください。

### 秋田駒ヶ岳は活火山です

この「火山防災マップ」は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や、もし噴火した場合に考えられる火山災害などを地域住民に広く知っていただくために作成したものです。なお、近年の秋田駒ヶ岳は静かな状態です。また、噴火が起きるような兆候は現在のところありません。

### 記号と色の意味

それぞれの記号や色は、火山活動の状況や危険度を示しています。

- 噴火の静か**: 噴火活動が静かであることを示します。
- 噴火の活発**: 噴火活動が活発であることを示します。
- 噴火の激しい**: 噴火活動が激しいことを示します。

### 噴火現象の説明

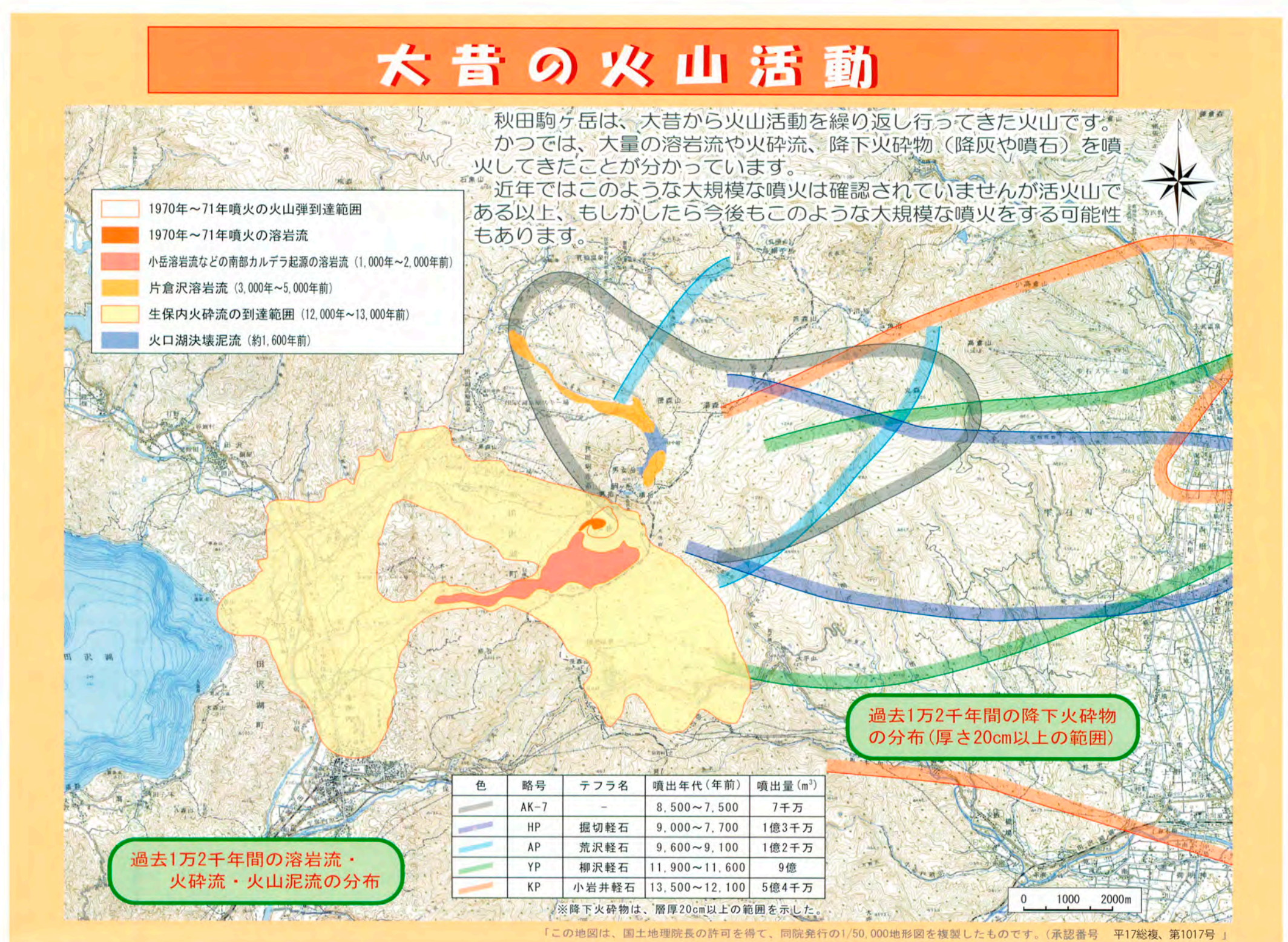
- 溶岩流**: マグマが火口から流れ出ると、溶岩流が形成されます。溶岩流は高温で流動性が高いため、破壊力があります。
- 噴石・火山弾**: 火口から飛び出す岩石や塊を指します。落下時に大きな衝撃を与えます。
- 火山泥流・土石流**: 火山灰や溶岩が雨水や融雪水と混ざり、泥状になり、斜面を流れ下ります。

### 避難場所

秋田駒ヶ岳の周辺の避難場所をA3サイズに集約しました。A1版の「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」を参照してください。

### 想定している噴火規模

秋田駒ヶ岳の過去の噴火活動のうち、約2000年間に発生した噴火(溶岩流・火山弾・噴石・火山弾)から、今後最も起こる可能性のある噴火を想定しています。噴火の規模は、それと同等規模に過去2000年間の最大規模の噴火を参考に設定しています。



## 火山用語三辞典

水蒸気爆発: 高温・高圧の水蒸気の作用で起こる爆発的な噴火です。新しいマグマの噴出はなく、古い岩石と水蒸気が爆発的に噴出されます。大規模な水蒸気爆発は、山体の崩壊などを伴うことがあります。

マグマの噴出: 高温のマグマが地下で水や海水など多量の水が接触すると、瞬間的に気化する(液体が気体になる)ため体積が急激に膨張します。この時に周囲の岩石などを吹き飛ばす爆発をマグマ水蒸気爆発と呼びます。非常に破壊的かつ危険な現象です。

火山性地震: 火山活動が原因で発生する地震のことです。火山性地震の発生には火山体内のマグマや火山ガス等の動きが関係しているために火山性地震よりもさらに噴火活動に密接な関係があると言われています。

火山性地震: 火山体の内部またはその周辺地域で発生する、震源の浅い地震のことです。このような地震を火山性地震以外で発生する通常の地震と区別して、火山性地震と呼びます。

溶岩流: 溶岩流は、どろどろの溶岩(マグマ)が火口からあふれて流れ出したものです。普通は、速度が遅く、走って逃げることもできます。

降下火砕物: 火山から噴出される火山灰や小石・岩塊などのことです。噴火規模や上空の風により、遠くまで到達することもあります。

火砕流: 火口から噴出され、あるいは溶岩ドーム等の崩壊により高温の火山灰・軽石・岩塊、火山ガス等が混ざりあって斜面を流れ下る現象です。温度は数百度、速度は時速100km以上にも達します。

火砕サーズ: 火砕流本体から分かれて流れ下る高速・高温の砂塵のような現象です。破壊力があり、火砕流本体とともに大変危険な現象です。

ベースサーズ: 水蒸気爆発やマグマ水蒸気爆発などで吹き飛ばされた岩石を巻き、火口周囲に高速で広がる現象です。破壊的かつ危険な現象です。

火山泥流・土石流: 火山泥流は、噴火によって火口付近の雪が解けたり、火口湖が決壊したりして発生します。土石流は火山灰が斜面に堆積した後に雨が降ったときに、雨水が地中にしみこみにくくなり土石と泥水が混ざりあって流れ下る現象です。

噴火: 火口や山腹の割れ目から立ち上がる、火山ガスや水蒸気などのことです。

マグマ: 岩石が融けたもので、地下に存在するものを指します。地表に現れたものは一般に溶岩と呼びます。

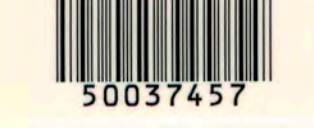
左の図は、おもて面の『秋田駒ヶ岳火山防災マップ』をA3サイズに集約したものです。

コピーして目につきやすい所(冷蔵庫、トイレなど)に貼ってご活用下さい。

このマップもつかってね。

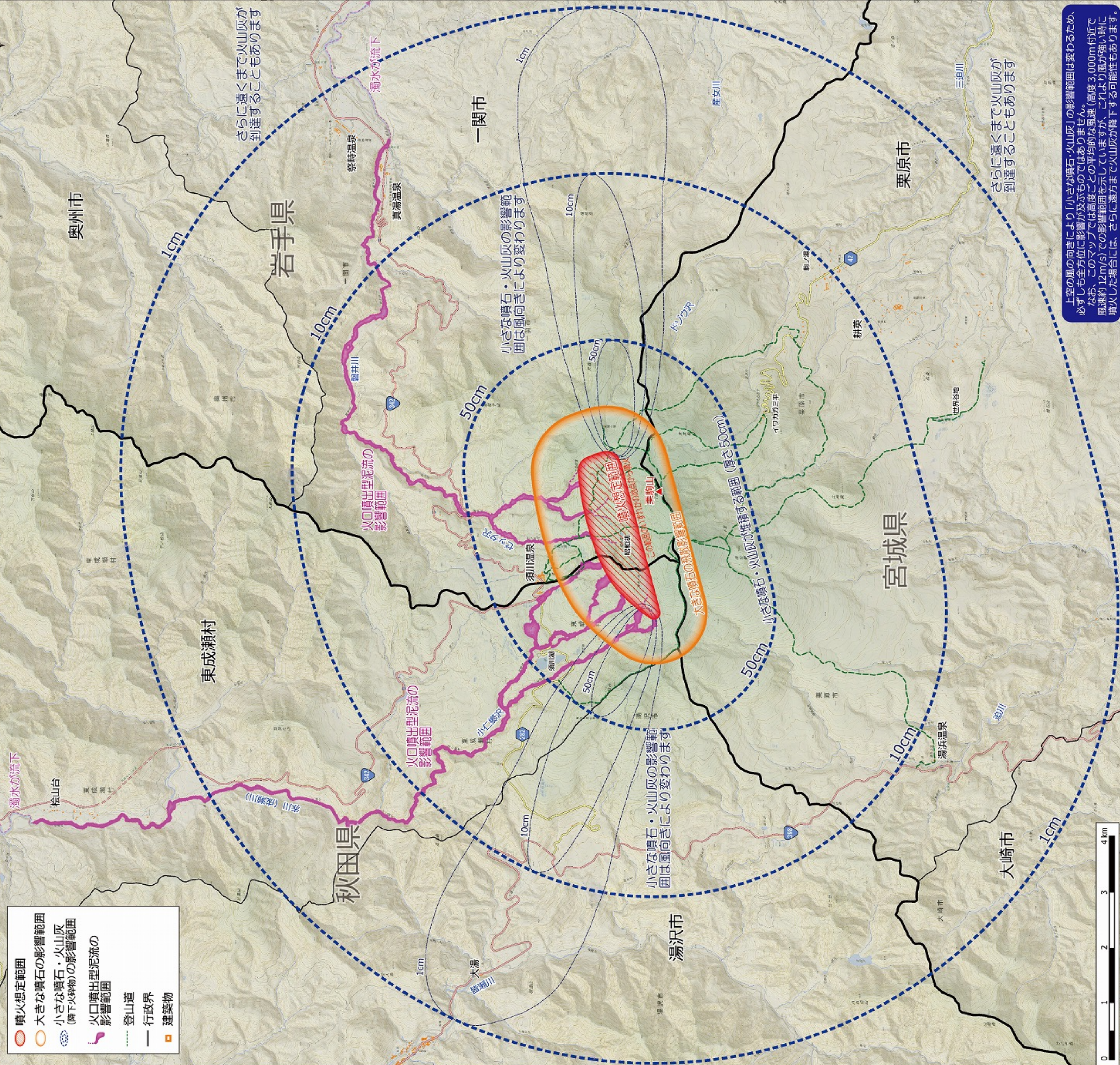
【コピーはご家庭内の個人的使用に限ります】

防災科学技術研究所

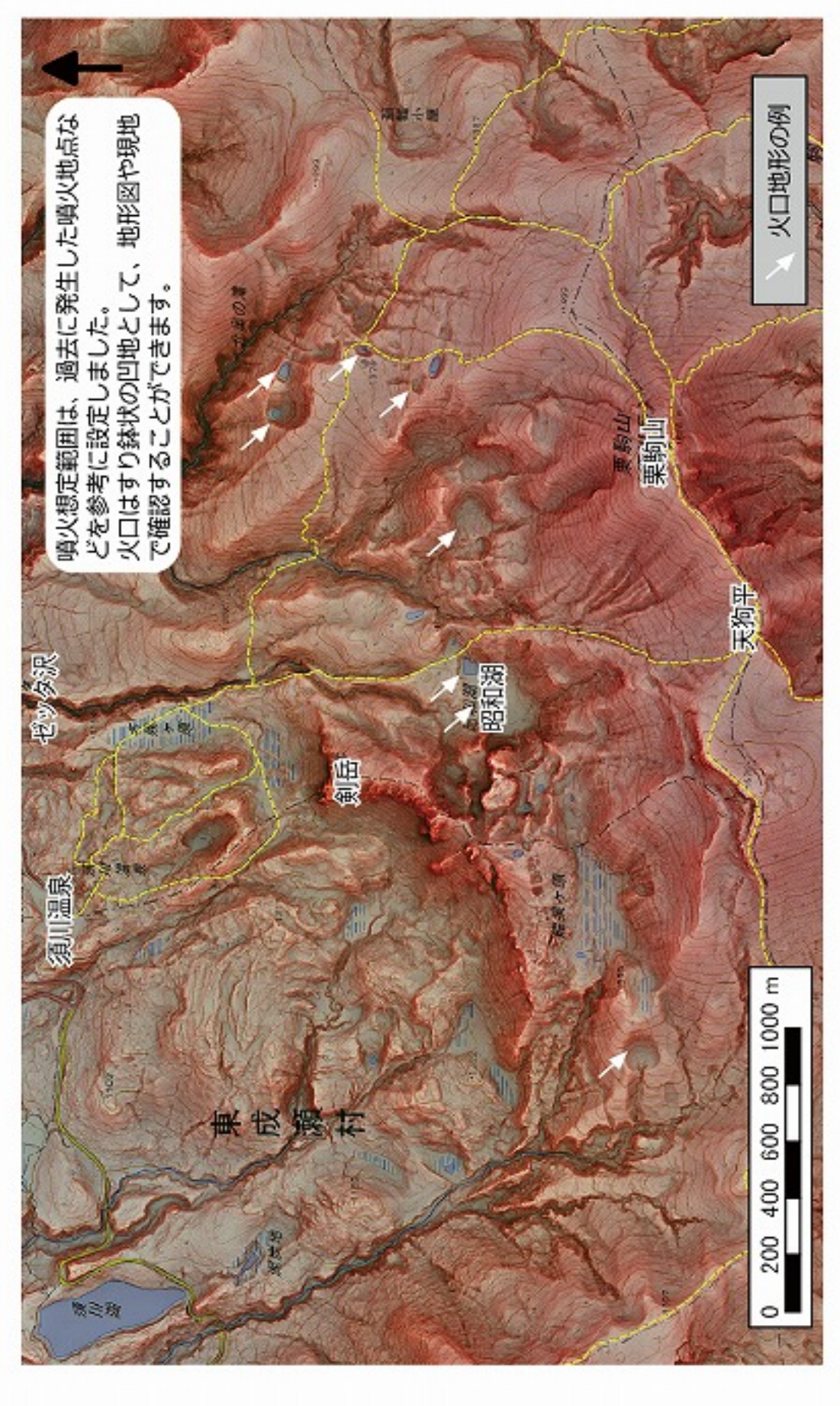


# 水蒸気噴火が発生した場合

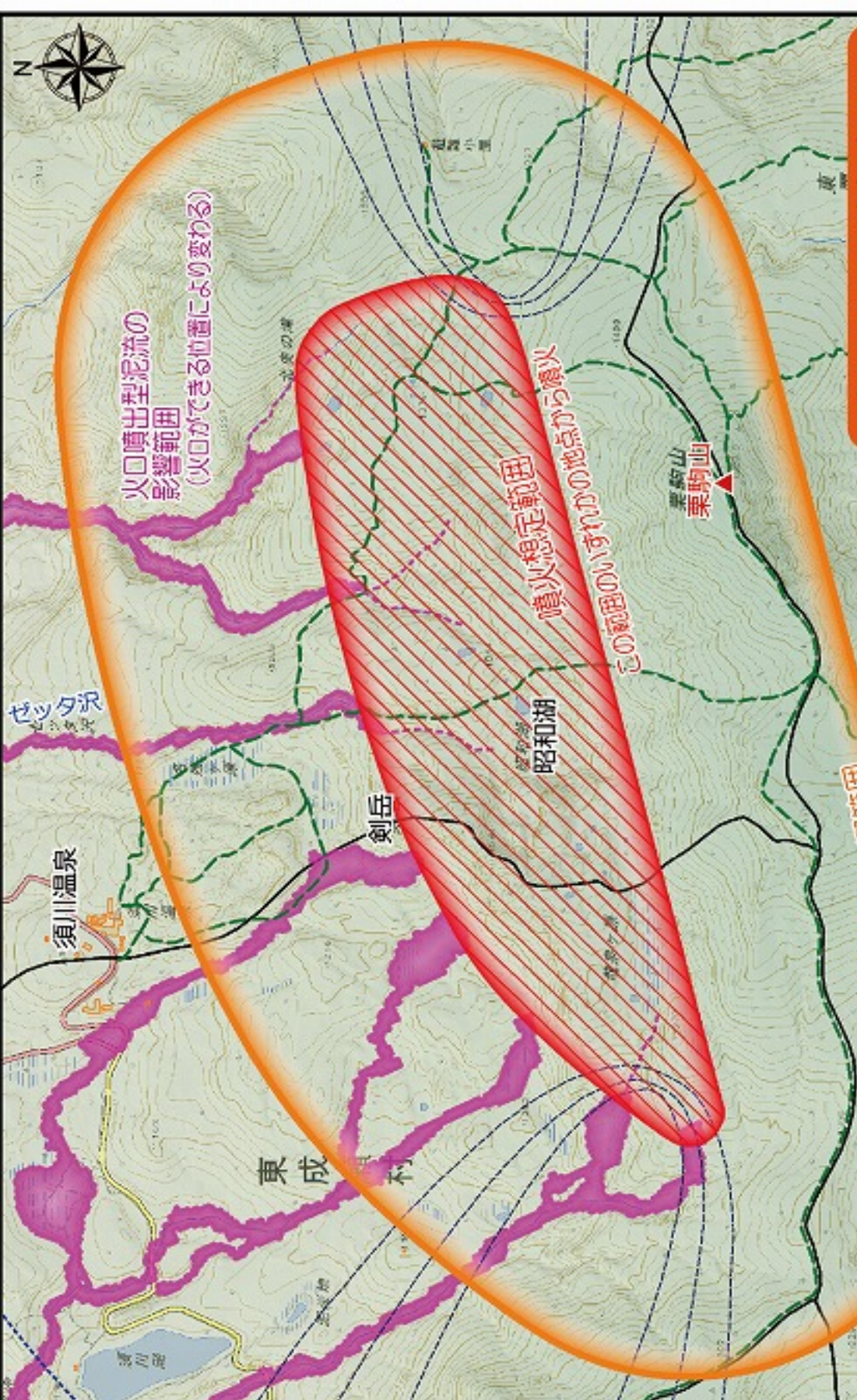
水蒸気噴火は、噴火想定範囲のいずれかの地点から発生する可能性が高いと予想されます。大きな噴石、小さな噴石、火山灰および火山噴出型泥流の影響範囲は、火口の位置によって変化します。



- 噴火想定範囲
- 大きな噴石・火山灰 (降下火砕物の影響範囲)
- 小さな噴石・火山灰 (降下火砕物の影響範囲)
- 火山噴出型泥流の影響範囲
- 登山道
- 行政区界
- 建築物



作成：栗駒山火山防災協議会 発行年月：平成 30 年 3 月  
 栗駒山 総務課 総合防災課 (019-629-5155) 宮城 総務課 総合防災課 (022-211-2375) 秋田 総務課 総合防災課 (018-860-4562)  
 この地図の作成にあたっては、国土院の地形データと地質図(1:50,000)を用いた。(総務課 平野 晴彦 氏)



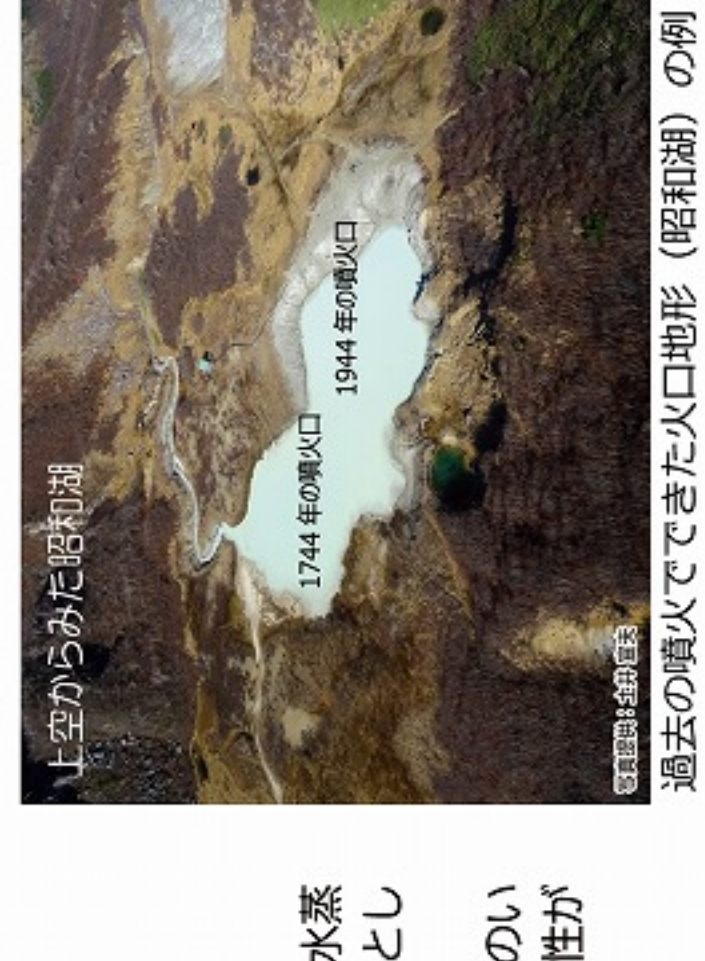
火口周辺は、火砕物の落下による影響が大きい可能性があります。

# 栗駒山火山ハザードマップ

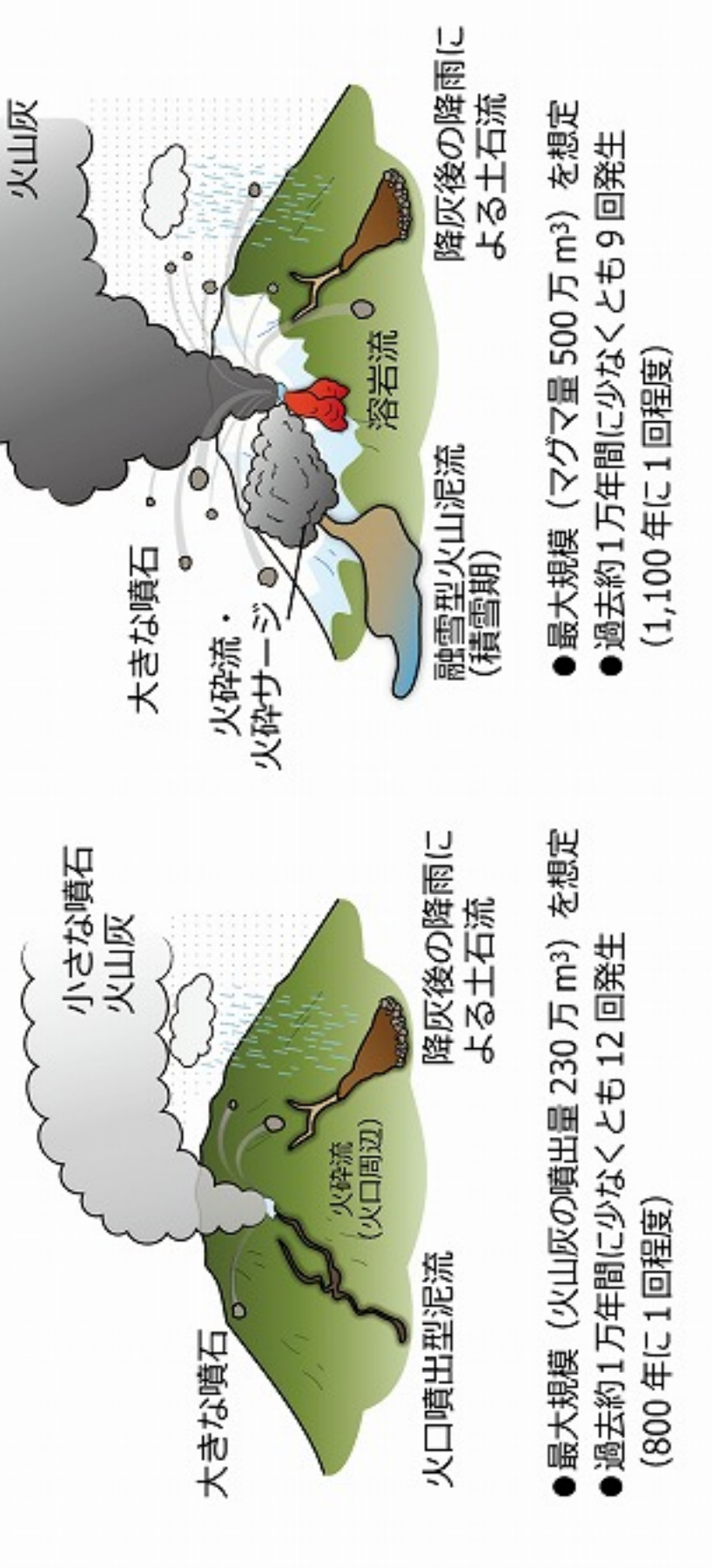
栗駒山は、過去約 1 万年間に何度も噴火を繰り返してきた活火山です。最新の噴火は 1944 年に昭和湖付近で発生しています。このハザードマップは、栗駒山で過去に発生した噴火や他火山での噴火事例を参考に、一定の条件を設定し、「水蒸気噴火」と「マグマ噴火」にわけた噴火による影響範囲を示したものです。噴火によって発生する現象はさまざまであり、実際の噴火ではこの図と異なる場合もあるため注意が必要です。

## 噴火想定範囲

どこから噴火するか  
 過去に噴火した地点を含む範囲を、水蒸気噴火とマグマ噴火にわけ噴火地点として想定しています。次の噴火では、これら噴火想定範囲のいずれかの地点から噴火が発生する可能性が高いと考えられます。



噴火の種類  
 水蒸気噴火  
 マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火



## 噴火したときに発生する現象

### 普段から注意が必要

火山ガス  
 昭和湖やゼツ沢の周辺では、人体に有害な火山ガスが揮発から発生しています。立ち入り禁止区域には絶対に入らないよう注意が必要です。



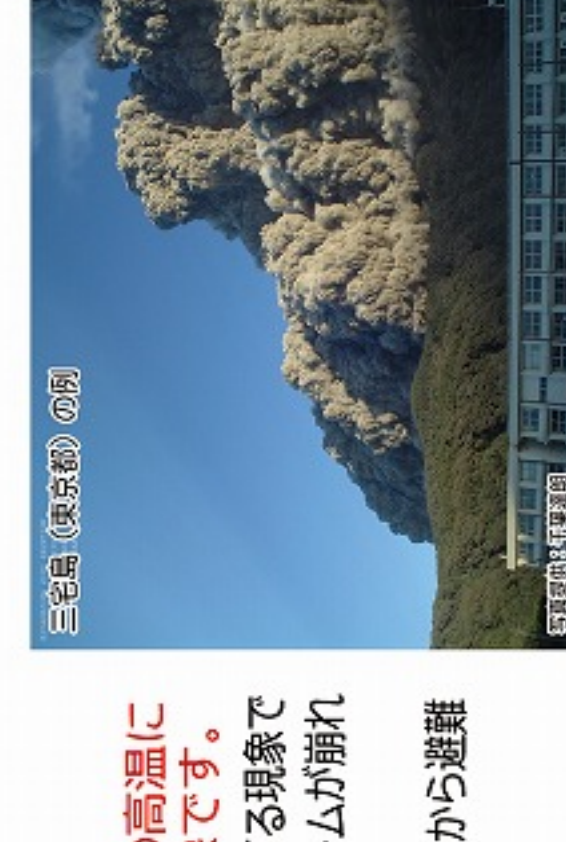
### 大きな噴石

噴火と同時に発生します。火口から最大 4km 程度まで飛散します。爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石が火口から全方向に弾道を描いて飛散します。直径数十 cm の岩石等は、風の影響を受けずに短時間で落下し、大ささけは建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力があるため、事前の避難が必要です。



### 火砕流・火砕サージ

噴火と同時に発生します。数百度以上の高温に達することがあり、スピードの速い現象です。高温の岩塊やガスなどが混合して、高速で流れる現象です。爆発的な噴火に伴って発生するほか、溶岩ドームが崩壊して火砕流が発生することもあります。時速 100km を超えることもあるため、発生してから避難しては間に合いません。



### 融雪型火山泥流

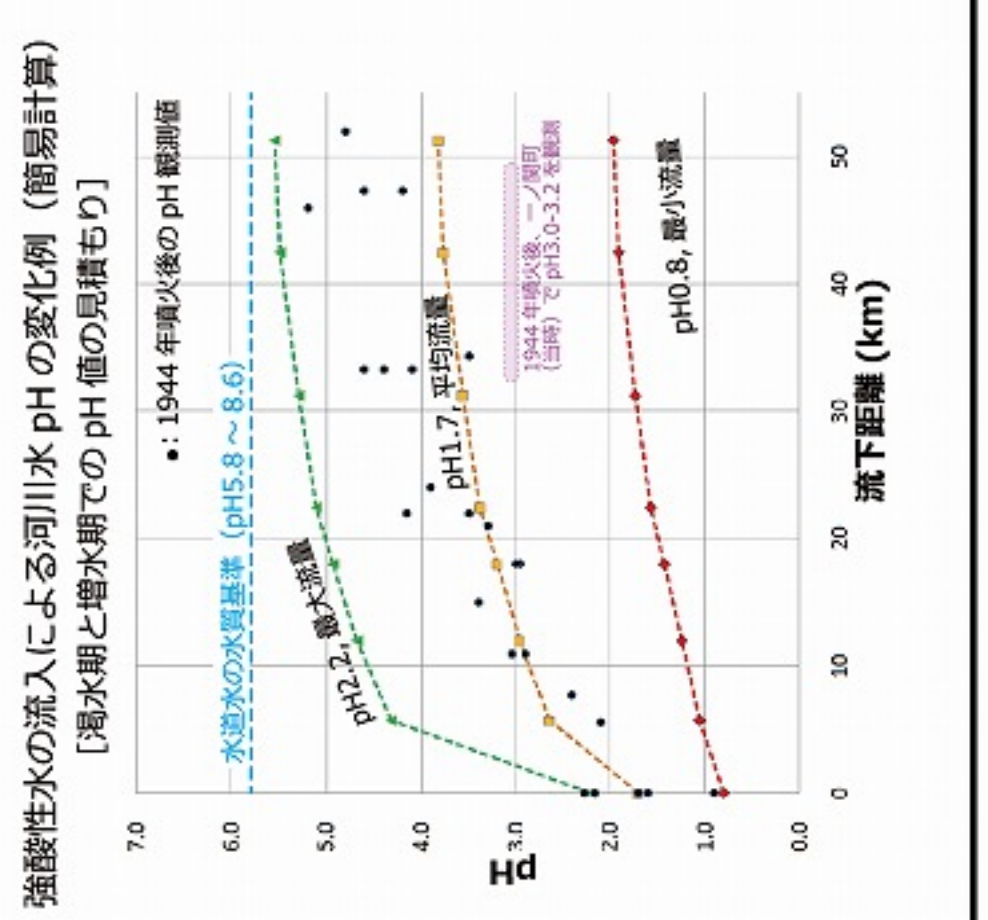
雪が積もっているときに噴火すると発生します。噴火に伴って流下することがあります。噴火に伴って高温の噴出物が、火口付近の雪を急速に融かし、発生した大量の水が周辺の土砂を巻き込みながら流下する現象です。噴火に伴って発生し、時速 60km を超えることもありますが、氷沿いを流下して一気に流下して広い範囲に影響を及ぼすため、事前の避難が必要です。



※栗駒山では上記の現象以外に、噴火後に強酸性水が流出した事例があります。また、堆積物は確認されています。噴火時に火口周辺でも火口周辺で火砕流を伴う可能性があります。

## 強酸性水の流下

1944 年に昭和湖付近で発生した水蒸気噴火では、昭和湖及び須川温泉源泉で強酸性水の湧出が続き、噴火後 3 年にわたって須川川下流域の農作物や水力発電所に被害を及ぼしています。また、1744 年噴火時にも強酸性水による被害を受けたことが古文書の記録で明らかになっています。将来、水蒸気噴火に伴って強酸性水が流出した場合には、須川川下流域では数年間にわたり強酸性水による影響を受けることが想定されます。また、秋田県側で噴火が発生した場合には、成瀬川方向にも強酸性水が流下する可能性があります。なお、1944 年噴火後には昭和湖及び須川温泉源泉で pH 0.8、磐井川の流域で pH 3.0 が観測されています。さらに大きな影響を受ける可能性も考えられます。



## 火口噴出型泥流

火口から直接泥水が噴き出し流下する現象です。温度が高い場合、熱泥流と呼ばれることもあります。栗駒山では過去約 1 万年間に、少なくとも 5 回の水蒸気噴火で火口から泥水が噴出し、磐井川方向へ流下したことがわかっています。



大きな噴石・火山灰  
 火砕流・火砕サージ  
 融雪型火山泥流 (積雪期)  
 ●最大規模 (マグマ量 500 万 m<sup>3</sup>) を想定  
 ●過去約 1 万年間に少なくとも 9 回発生 (1,100 年に 1 回程度)

## 小さな噴石・火山灰

上空の風の向きにより影響範囲が大きく変わります。風下側では火口から遠方まで降灰することもあります。噴火により噴出した火山レキや軽石などは、上空の風に流されて降り、火口から遠いところまで影響することもあります。小さな噴石は、噴出してから地面に降りるまで数分から十数分かかるため、屋内等に避難することで身を守ることができます。このハザードマップでは、上空の風が平均的な強さの場合を想定しています。なお、一度の噴火で必ずしも至る方位に火山灰が積もるわけではありません。



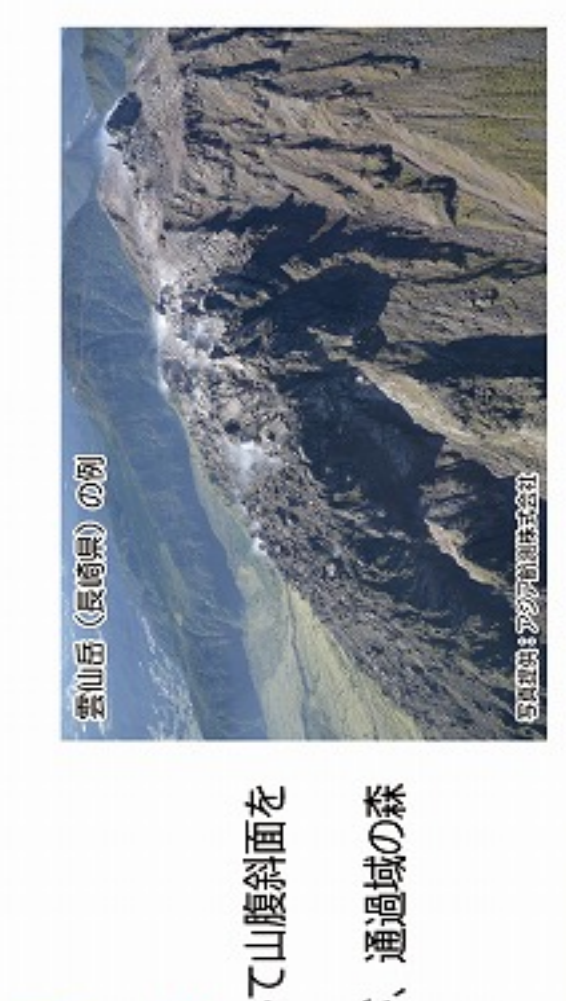
## 火口噴出型泥流

噴火と同時に発生し、谷筋を流下します。火口から直接泥水が噴き出し流下する現象です。温度が高い場合、熱泥流と呼ばれることもあります。栗駒山では過去約 1 万年間に、少なくとも 5 回の水蒸気噴火で火口から泥水が噴出し、磐井川方向へ流下したことがわかっています。



## 溶岩流・溶岩ドーム

比較的にゆっくりと流下する現象です。火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象です。比較的ゆっくり流れるので避難が可能ですが、通過時の森林や道路等をすべて焼失、埋没させます。



## 降水後の降雨による土石流

降雨によって発生します。噴火後に堆積した斜面において降雨に伴い発生する土石流は、火山灰等が堆積した斜面において降雨に伴い発生し、谷地形や沢に流れ込んで流下する現象です。火山灰などの堆積状況により、噴火後数ヶ月〜数年間にわたって土石流が発生しやすい状態が長く続く可能性があります。降雨後の降雨時には特に警戒が必要です。



